

何があったか

○地域コミュニティが活躍した

救出活動や安否確認、避難所での炊き出し、生活課題の把握などには自治会、婦人会、老人クラブなど地縁的な組織が活躍した。住民の多くが顔見知りの地域では、親身な助け合いにより復旧作業が比較的順調に進んだり、被災者の精神的な安定が図られたりした。

○新たなコミュニティづくりを支援

多くの人が、住み慣れた地域から応急仮設住宅や災害復興公営住宅への移転を余儀なくされた。仮設住宅では、ふれあいセンターを拠点として、生活支援アドバイザーなど公的な支援者やNPO、住民ボランティアが仲間づくり、生きがいづくりを支援した。復興公営住宅でも、集会所機能を持つコミュニティプラザに生活復興相談員が配置され、ボランティアやNPOなどとともにコミュニティづくりなどに取り組んだ。

○住民が積極的に関与し担い手が多様化

復興のまちづくりには、まちづくりプランナーや大学の研究者など専門家の助言を得て、まちづくり協議会の場などにおいて、住民主体が進められた。

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

68 地域コミュニティの役割

多様な人々の参画で、より良い地域づくりを

震災では、身近な地域での人と人のつながりの大切さを再認識した。まちの課題への取り組みを通じて、住民が話し合い、行政やNPO、事業者、専門家などと協働することで、より良い地域づくりができることを学んだ。震災を機に地域コミュニティでは、地縁的な組織だけでなく、まちづくり協議会やNPOなど多様な組織によるネットワークが形成されるようになった。生活のさまざまな局面で地域コミュニティの果たす役割は大きくなっており、地域力を高めることが期待されている。

学んだこと

○地域コミュニティの大切さを再認識

震災直後やその後に行われた地域コミュニティでの相互の助け合いは、その大切さをあらためて認識させた。また、まん延しつつあった地域社会への無関心を見直すきっかけとなった。

○住民をはじめ幅広い人々の参画が必要

緊急時の支え合いや、日ごろの声を通じた課題の発見など、人とのつながりが地域に安全と安心をもたらず。生活をめぐるさまざまな課題の解決には、住民だけでなく、専門家ははじめ、学校や事業所など幅広い人々の参画が必要である。

○活動の場とキーパーソンが人をつなぐ

住民同士や外部の支援者をつないでいくためには、集会所や公民館など活動の拠点となる「場」と、さまざまな出会いをコーディネートする「キーパーソン」が重要である。

教訓をどう生かすか

○開かれたネットワークの形成

地域コミュニティでは、防災、防災子育て、高齢者への見守りなどさまざまな地域課題に対応するため、既存の地縁的な組織だけでなく、まちづくり協議会やまちづくり防犯ゲ

ループ、NPOなど地域を基盤とする多様な団体、グループが活動を開始。開かれたネットワークが形成されつつある。

○多様な人々の参画で地域力を高める

震災から十数年がたち、復興公営住宅では高齢化が一層進展してコミュニティの維持が課題となっている。また、これまで地域から孤立しがちだった若年単身者や外国人県民なども積極的に地域とかわり、併せて地域で支えていくことが求められている。

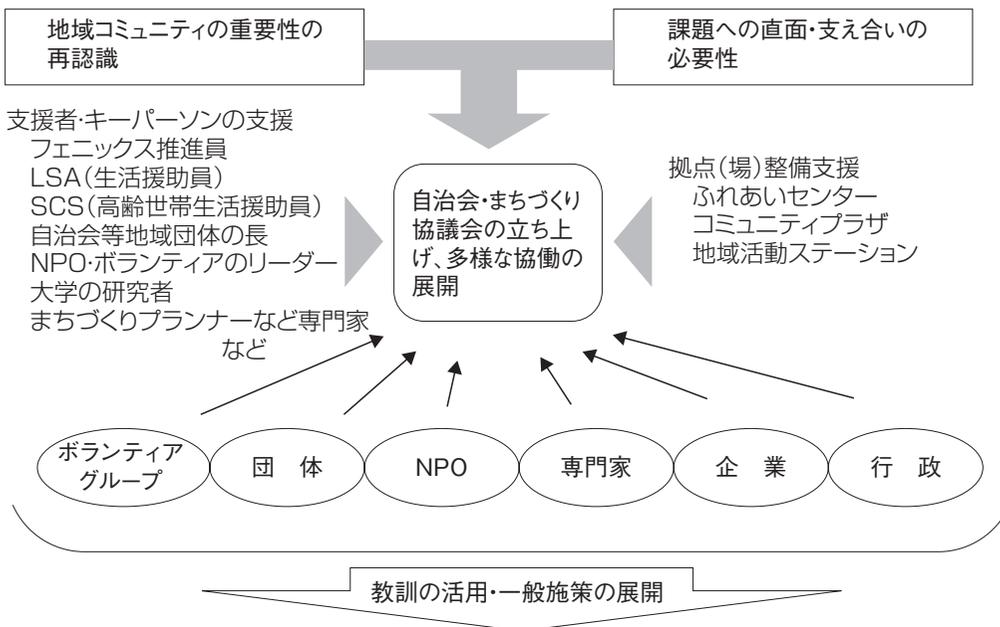
地域がさまざまな課題に対応するためには、その地域にかかわる多様な人々の参画で地域力を高めることが大切である。

○キーパーソンが地域コミュニティを変える

震災を経て、地縁団体だけでなく、NPOやまちづくり協議会なども地域の担い手となりつつある。これらの団体のリーダーのほか、まちづくりプランナーや大学の研究者などの専門家もキーパーソンとして活躍している。こうした担い手は、住民と外部の支援者をつなぎ、個性的なコミュニティづくりに貢献することが期待されている。

また、まちづくりに関心を持つNPO、ボランティアの活動も活発となったほか、フェニックス推進員や同協力が人的ネットワークを活用して情報提供やイベントなどを行い、被災住民同士のつなぎ手としての役割を担った。

■ 地域コミュニティの再生・構築に向けた取り組み



地域協働・地域コミュニティでの取り組み
 まちづくり防犯グループ活動、障害者への声かけ運動、子育て家庭応援運動、ひょうご家庭応援県民運動、その他、防災、高齢者支援、環境・緑化、里山づくり等の取り組み など

地域コミュニティの再生支援
 県民交流広場事業
 地域づくり活動応援(パワーアップ)事業
 人材養成支援、情報提供・相談 など

兵庫の取り組み

□ 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助(～平成16年度)

被災地域の福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「コミュニティプラザ」の設置費等に対し補助し、高齢者、障害者等が安心して暮らせるよう支援。

り組みなどに対して助成を行い、地域づくり活動のノウハウを形成・共有。

□ 地域づくり活動サポーター設置事業

県民のさまざまな地域づくり活動を効果的に支援するため、県民の身近なアドバイザーとして、地域づくり活動サポーターを設置。

□ 地域づくり活動応援(パワーアップ)事業

自治会、老人クラブ、子ども会など地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取り組みや、地域団体の連合組織等による広域的な取

□ 県民交流広場事業

活動の場の整備と活動の立ち上げに要する経費を支援し、参画と協働による地域コミュニティ再生を図っている。

何があったか

○震災で顕在化した家族の問題

震災は、家族の死傷、家屋の喪失、家計の悪化などさまざまな被害をもたらした。近所づきあいがなくなっている中で、家族の孤立や親族との同居や扶養を巡る問題も発生した。その一方で、危機的状況が家族のきずなを確かめる機会ともなった。県立女性センター（現・県立男女共同参画センター）は、男女共生のまちづくり検討委員会を設置して、家族も含めて子育て、福祉、労働などの課題を整理し、いち早く提言を行った。

○高齢者のみの世帯や若年単身者など地域の中で孤立する世帯も

普段から地域での助け合いやコミュニケーションが希薄なところでは、血縁者が近くにいない高齢者のみの世帯などが近隣からの助けを受けられず、孤立してしまつた。地域との接点が少ない若年単身者や外国人県民なども同様であった。

○家族のあり方を提言

兵庫県では、既に平成6年の「国際家族年」を契機として21世紀の「家族のあり方」について学識経験者による委員会を設置し、検討を進

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

69 家族のきずなと地域の支え

家族のきずなと地域の支えが、災害時の助け合いにつながる

震災は、家族のきずなを再確認する機会ともなった。その一方で、助け合える家族を持たない住民が孤立したり、核家族化などで家族だけで課題を解決する能力が低下していたことが明らかになった。災害時の身近なところでの助け合いは、家族だけでなく、近隣の人々とのつながりが重要になる。家族のきずなを深めるとともに、地域でさまざまな世代が交流し、ともに支え合う、多世代共生社会を築いていく必要がある。

学んだこと

○家族のきずなを深めることが重要

家族は最も身近な存在だが、日常生活では家族のきずなを実感する機会は少ない。毎日の生活の中で、互いを認め合い、会話や同じ時間を共有することを通じて、家族のきずなを深めていくことが大切である。

○地域の支えが必要

震災後も、核家族化や高齢世帯化などが進み、自力解決能力が低くなっている家庭は多い。家庭の力を高めていくためには、家族自身の努力が第一だが、地域の人々のサポートも大切である。

高齢者のみの世帯など地域の中で孤立する可能性のある世帯は、普段から近隣の人々とのつながりを深め、災害時などに支援してもらえるようにしておく必要がある。

教訓をどう生かすか

○家族のきずなを深める取り組みが進む

家族のきずなを深めるきっかけづくりとして、「家族の日」や「家族の週間」を定めて一緒に過ごしたり、家族について話し合ったりすることで、家族同士の良好な心

と心の結びつきを高める運動が各地で展開されている。

○家族を地域が支えるために

地域や社会も、地域ぐるみの子育ての取り組みや、祖父母世代、親世代、子世代が相互に助け合い、ともに暮らす「地域三世代同居」などを進めることにより、家族や家庭を支援することが求められる。職場でも、仕事と生活のバランスに配慮することなどが必要となる。

また、普段つながりが薄い若年単身者など多様な人々が参加できるように、イベントや交流の機会・場を設ける必要がある。多世代共生社会に向けた取り組みを進めることで、いざというときの地域としての対応力を高めておくことが求められている。

めていた。震災での経験も踏まえ、家族一人ひとりが人間関係をつくる力と基本的な生活能力を養うことなどを「明日の家族を考える兵庫提言」としてとりまとめ、7年10月に提言した。

明日の家族を考える兵庫提言(平成7年10月)

平成6年(1994年)の国際家族年を契機として21世紀の家族のあり方を検討するために委員会を設置。震災での経験も踏まえ7年10月に10の提言を行った。

- 提言1** 人間関係をつくる力と、基本的な生活能力を養うことが必要
- 提言2** 家事時間や地域活動の時間、自由時間を家族みんなが共有し、体験を共有することで家族の絆が強まる
- 提言3** 家事、子育て、介護などを分かちあい、生・老い・死などを共有することで互いの関係が深まる
- 提言4** 家族を支える地域社会があってはじめて家族として機能できる。地域生活の一員として家族とともに役割を果たすことが必要



男女共生のまちづくり提言(平成7年5月)

震災直後に被災地の県民の意見などを踏まえて、男女共生のまちづくり検討委員会が、家族、子育て、福祉、労働など15分野の提言を行った。

家族

「家族の中のわかちあいと、家族同士の結縁へ」

- 1 家族の誰もが家事・育児・介護などの活動をわかちあうことで共通の体験・時間をつくり、関係を深められます。
- 2 男女ともに家庭生活、職場生活のみならず、地域生活の一員としての役割を持つことが必要です。
- 3 家族同士が交流する地域の居間となるよう、コミュニティ施設や公園の活用が求められます。

被災者の体験～震災の時の家族～(年齢は当時)

M. Nさん(8歳・女性・長田区で被災)

私たち家族は震災で母を亡くしたことで変わった。兄たちはいつも私の事を一番考えてくれ、家族のことに全く干渉しなかった父が私たちのために一生懸命になり、お年寄りのためのボランティア活動をする。自分がしんどいときでも、他人のことを考え、自分より他人のことを優先する。母を亡くし、心の傷は決して消える事はないが、私には大好きな家族がいる。だから、母の分まで生きようと思う。あの震災で失ったものはたくさんあるが、人と人のつながりの大切さや、いま普通に生活できている事が凄という事、家族が素晴らしく温かいという事、何より命は尊く大切なものだという事を学んだ。

兵庫県立舞子高等学校震災体験集「語り継ぐ」2004より(小学校2年生で体験した阪神・淡路大震災を高校3年生の言葉で語る)

T. Sさん(64歳・女性・東灘区で被災)

トイレへ行き、もう一度布団に入った時にガタガタと来た。布団の上に、重い丸太棒のようなものがドスンと落ちてきて身動きが取れなくなった。

その時、東の方で「T.Sさん」と呼ぶ声が聞こえた。少し前まではもうダメだという気持ちになっていたが、声を掛けてもらったので、助かろうという気持ちになった。声を掛けてもらい、気持ちがものすごく違ってきたように思う。

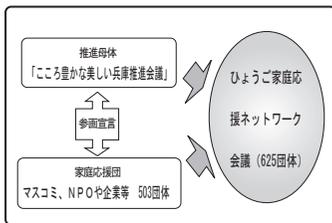
何とか布団から這い出して、ただボーッと立っていたら、近所の方が鍵を開けて助けに来てくれた。以前、身体を壊して入院したので、万が一、救急車で運ばれるようなことがあればよろしく、と鍵は向かいの人に預けていたのが幸いした。近所の方にはずいぶんとお世話になった。

家庭問題研究所(現 少子・家庭政策研究所)研究報告書「阪神・淡路大震災と家族」より

兵庫の取り組み

ひょうご家庭応援県民運動

核家族化の進展等により、家庭の自立力や、それを支える地域力が弱くなっている。平成19年度から、家族のきずなを深め、地域が家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」を展開。



応援ネットワーク会議が主体となって、家庭と地域の再構築を目指して、県民ぐるみで家庭を応援する多様な取り組みが進められている。

ひょうご家庭応援プログラム

平成19年度から、兵庫県の多様な家庭応援施策を県民向けに分かりやすく体系的に整理したプログラムを作成し広く周知している。

地域団体・NPOや企業など625団体からなる「ひょうご家庭

また、専門家からなる委員会を立ち上げ、各施策がより一層家庭に配慮したものとなるよう、評価検証を行っている。

何があったか 外国人支援のNPO/NGOが活動開始

震災が発生するや否や、それ以前から海外への支援活動などに取り組んでいた人々は、ただちに関東大震災の惨劇を思い浮かべ、多言語での情報提供や相談、安否確認や炊き出しなどの支援に動き始めた。

また、外国人コミュニティも、同胞への支援活動を展開した。外国人学校の中には、避難所となるところもあったが、救援物資を自国民にも日本人にも平等に分け与えるなど、それまで決して良好とは言えなかった近隣住民との関係は大きく改善した。

外国人県民復興会議から復興への提言

兵庫県では、既に平成6年3月に「地域国際化推進基本指針」を策定し、県内に住む外国人を外国人県民と呼ぶこととし、日本人県民と同じようにくらしやすい地域づくりを推進していた。震災直後から、兵庫県国際交流協会や県警の外国人県民向けの相談窓口の設置、多言語での情報誌の発行を行ったほか、外国人県民の視点か

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

70 多文化共生

外国人県民との平常時からの共生が、災害時の支援の効果を高める

震災発生直後、それ以前から海外への支援活動などに取り組んでいた人々は、関東大震災での惨劇を思い浮かべ、多言語での情報提供や相談などの支援活動に取り組んだ。兵庫県も外国人県民復興会議を設置して、外国人県民からの提案を受け医療費の問題等に取り組んだ。震災以後、NPO/NGOなど市民レベルの支援活動も活発化している。地域コミュニティレベルでの取り組みに加え、行政も避難誘導標識の多言語化など、平常時から外国人県民との共生に向けた取り組みが求められている。

ら復興に関する提言を得、具体的な支援策を検討するため「外国人県民復興会議」を設置し、復興計画に反映した。また、復興基金を活用して保険未加入の外国人県民の医療費補助や外国人学校の復旧への支援を行った。

学んだこと

外国人県民も配慮した情報提供が必要

被災直後の情報は日本語が中心であったため、NPO/NGOなどのFMラジオを活用した多言語での情報提供が効果的であった。これらのNPO/NGOは、単なる外国人県民への支援だけでなく「多文化共生」の考え方でその後も活動を展開している。平常時から、外国人県民とのネットワークや情報提供の仕組みを構築しておくことが必要である。

外国人県民の立場に立った制度が必要

震災では、外国人県民に対する情報提供や医療費の問題など外国人県民復興会議から提言を得たり、外国人県民を支援するNPO/NGOとも協議の場(GONGO)を設けるなど、外国人県民の立場

に立った対応を行ってきた。平常時でも、外国人であることのみをもって理由なく日本人と異なった取扱いがなされていなか常意識しておくことが大切である。

教訓をどう生かすか

市民を中心とした活動支援が展開

震災後にも、世界各地で自然災害による被害が発生している。それまでの、国や自治体レベルの支援だけでなく、NPO/NGOなど市民レベルでの支援も活発に行われている。平成14年には「海外災害援助市民センター(CODE)」が設立され、直ちにスタッフを現地に派遣するなど精力的な活動が展開されている。

平常時から標識の多言語化などを推進

平常時から、地域コミュニティレベルで外国人県民を地域の一員として捉えた良好な関係づくりが大切である。行政も、外国人県民を支援するNPO/NGOへの支援、多言語での避難誘導標識等の設置、災害時に多言語での情報提供を行うためにFMCo・Co・Loと協定を締結し、14言語での緊急放送が行えるようにしている。

■震災直後の相談件数

○兵庫県警察本部

期間：1月19日～3月18日

体制：24時間対応5カ国語

実績：英語788件、韓国・朝鮮語90件、中国語228件、スペイン語35件、日本語821件
計1,962件

主な相談：

- ・親族、知人の安否確認
- ・生活不安、帰国相談等
- ・ボランティアの申し出 など

○緊急外国人県民特別相談

期間：1月24日～3月29日

体制：4カ国語

実績：英語245件、中国語240件、ロシア語186件、スペイン語49件、日本語595件
計1,315件

主な相談：

- ・住居相談・生活相談
- ・労働相談 など

■外国人コミュニティの救援活動

○各地のカトリック教会

中山手教会を中心に、各国大使館の要請に応えながら安否確認や情報提供などの支援活動を展開。

○朝鮮学校

東神戸朝鮮初中級学校は、総聯の救援物資集配センターの位置付けであった。物資は、国籍に関係なく平等に配分。

○神戸中華同文学校

華僑、日本人、留学生・就学生が避難。卒業生がボランティアで集まり炊き出し、周辺住民に提供。

○マリスト国際学校

被災して校舎が改修不能となったが、体育館を避難者に提供。

■NPO/NGOの取り組み

■海外災害援助市民センター(CODE)

震災の教訓を踏まえ、専門家だけでなく、幅広い知恵や能力を持つ市民が集まり互いに協力して救援・復興活動に取り組む拠点。平成14年1月設立。

被災地へスタッフを派遣し、現地のカウンターパートを通して支援を行う。



■多文化共生センター

震災直後から外国人地震情報センターとして多言語での情報提供を展開。地域に暮らすすべての人の背景に十分な配慮をした社会づくりに取り組む活動を展開。

救急情報収集ガイドの作成や多言語での健康相談などを実施。

■阪神大震災地元NGO救援連絡会議

震災直後、被災地でさまざまな活動を行っていた団体やNGOが集まり、阪神大震災地元NGO救援連絡会議(代表・草地賢一(故人))を設立。外国人支援、仮設住宅支援、震災記録など分科会を設け、ボランティアやNGO等の活動を支援。

■行政による多文化共生の推進

■外国人県民復興支援会議

設置：平成7年2月

委員：総領事や外国人団体、外国人学校、経済界、学識者、国際交流団体、マスコミ関係者
41人中25人が外国人県民

提言：①日本人県民と外国人県民とが共に生きる新しい生活の創造
②世界にひらかれ、世界の人々と共に生きるまちづくりの推進

■復興基金による支援

○外国人学校に対する支援

日本私学振興財団の災害復旧融資への利子補給

○NPO/NGO等への支援

NPO/NGOなどが被災外国人県民に対して実施する情報提供、生活相談等の活動の一部を助成

○外国人県民の医療費への補助

健康保険などに加入できないため多額の医療費を自己負担せざるを得ない外国人の医療費を補助

■ひょうご国際プラザ

HAT神戸(神戸市中央区)に県民の国際理解や国際交流を推進し、NPO/NGOの支援を行うための施設をH1Dビル2階に設置(平日9～20時ほか)。兵庫県国際交流協会が運営。



活動支援室：

NPOやグループの打ち合わせ等の活動で活用

国際情報センター：

図書や雑誌、インターネット等を利用して海外情報を収集
交流ギャラリー：

国際交流・国際協力団体の紹介等。イベントも可能な多目的室。



交流サロン：プラザに集う人々が自由に交流する場。

■子ども多文化共生センター

すべての児童生徒に国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し、尊重する共生のこころをはぐくむとともに、外国人児童生徒の自己実現を支援するなどの子ども多文化共生教育の中核施設として県立国際高等学校内(芦屋市)に整備。

○研修・イベント等の情報提供

○学習教材等展示・貸出

○外国人児童生徒等にかかわる教育相談

○多文化共生の交流活動

○子ども多文化共生サポーター派遣とボランティア登録

〔開館〕

平日・第1土曜日
9:00～17:00



何があったか

○復興公営住宅での高齢化率が高まる

復興公営住宅では、高齢化率、単身高齢世帯率ともに極めて高く、しかもそれらの割合は年々上昇している。

○復興公営住宅の高齢者が抱える課題は深刻

復興公営住宅に入居しても、知らぬ者同士の共同生活になじめず、被災の痛手を抱えながら閉じこもる高齢者も多かった。健康に不安を抱える中、不眠やアルコール依存症等、こころの問題を抱える人への対応などが深刻な課題となった。

○ボランティアなどが高齢者の自立を支える

援護を必要とする高齢者の増加に伴い、ボランティアだけでなく、民生・児童委員や老人クラブが訪問活動などを展開した。高齢者の見守りを使命とするボランティアの中には、懸命の見守りを続け、24時間体制で見守るグループもあった。

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

71 高齢者の見守り

地域の見守りが、高齢者の安全で安心なくらしを支える

応急仮設住宅や災害復興公営住宅では、ボランティアが高齢者に寄り添いながらきめ細かく自立を支えてきた。また、生活支援アドバイザー、LSA（生活援助員）、生活復興相談員、SCS（高齢世帯生活援助員）は安否確認、緊急時の対応、家事の援助などの見守り活動を展開した。これらの活動を通じ、地域に密着した見守りの重要性が明らかになった。今後の高齢社会を先取りする形で明らかになった課題に向き合ってきた経験を生かし、地域で高齢者を見守る体制づくりが必要となっている。

学んだこと

○高齢者に身近な地域で包み込む見守りが大切

閉じこもりがちな高齢者に対しては、最も身近な存在である地域住民による声かけや助け合い、それを補うボランティアの活動や支援者（左図参照）の取り組みが必要である。

今後ますます進展する高齢化に即して、このような地域に密着した見守り体制づくりが必要である。

○交流の拠点づくりが必要

ボランティアや公的な支援者が、ふれあいセンターやコミュニティプラザなどで行ったさまざまな取り組みが有効であった。具体的には、茶話会などの交流の場づくりの取り組み、健康相談・体操などの健康づくりの取り組み、仲間づくりや趣味の活動などの生きがいづくりの取り組みが行われた。

教訓をどう生かすか

○見守り体制の充実

ボランティアの活動や民生・児童委員、老人クラブなどコミュニティレベルでの取り組みに加えて、公的に配置された各種の支援者が、被災者を取り巻く状況の変

化に応じながら効果的な見守り活動を展開してきた。また、LSAやSCSの対応が十分でない夜間・休日の対応を行う「安心ほつとダイヤル」やガスの使用量やセンサーで高齢者の異常を感知するシステムなども運用されている。これら、地域の人的・物的資源をつなぐネットワークづくりなど、見守り体制の充実が期待されている。

○高齢者自立支援ひろばの整備

復興公営住宅では、空き住戸などを活用して、LSAやSCSが高齢者を見守る拠点となる「高齢者自立支援ひろば」の開設が進んでいる。コミュニティづくりを進めながら高齢者の見守りを展開するためにも、自立支援ひろばの今後の広がりが期待される。

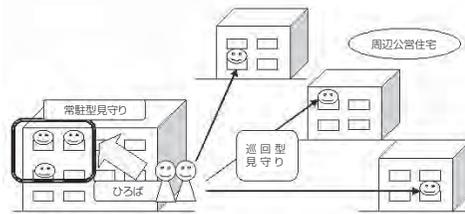
■ 支援者一覧

支援者	支援者数の推移(人)										対象	活動内容		
	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			17	18
民生・児童委員	6007 6399 6658 6829 6937										要介護家庭等	安否確認 生活相談		
L S A (生活援助員)	6	13	59	104	109	111	112	112	113	113	113	113	シルバーハウジング入居者(60歳以上)	生活指導・相談、安否確認 一時的な家事援助 生きがいつくり支援等
保健師	517 537 537 554 576 628 634 641 637 653 663 699										要療養者等で保健指導の必要な者	訪問指導 健康相談・健康教育		
健康アドバイザー	126 117 117										仮設住宅等被災者	健康相談・情報提供 健康チェック、健康指導		
まちの保健室 看護ボランティア	143 211 250 265 289 289										閉じ込めりがちな被災高齢者等	健康相談 訪問活動		
生活支援アドバイザー	100 149 136										仮設住宅等被災者	恒久住宅確保の情報提供・相談・支援等		
生活復興相談員	69 124 165 62 53										災害復興公営住宅居住被災者	生活支援のための相談・情報提供		
S C S (高齢世帯生活援助員)	53 102 102 102 102 102 → 78										災害復興公営住宅居住被災高齢者	安否確認 生活指導・相談 一時的な家事援助		
高齢者自立支援ひろば (設置数)	11										災害復興公営住宅居住被災高齢者	見守り、健康づくり コミュニティ支援、 支援者のプラットフォーム		
いきいき県住推進員	16 16 28 28 28 28 28 28 28 30										災害復興公営住宅住民	居住者間の課題解決、 交流に関する支援		
ふれあい交番相談員	60 60 60										仮設住宅等被災者	警察OBによる相談 受理及び防犯、交通 安全指導等		
復興住宅対策 交番相談員	35 95 95 112 112 113 113 113 113 ＜うち巡回型60＞ <45>										災害復興公営住宅居住被災者	< >は巡回型で内数 ()は被災地外地域 含む		
交番相談員	(100)(100)(100)(100)(100)(150)(245)(255)(279)(329)(352) <233> <241> <261> 平成16年度以降巡回型なし										災害復興公営住宅居住被災者			
情報サポーター	178 266 260										災害復興公営住宅居住被災者	イベントなどの情報提供・ 参加の呼びかけ等		
活動情報サポーター	1797 1807 2026 2051 1931										災害復興公営住宅居住被災者	個別訪問し、趣味の 集まりやグループ 活動の情報提供等		

兵庫の取り組み

<災害復興公営住宅の状況>

- 高齢化率 40.5%(平成13年度)⇒47.8%(平成20年度)
- 単身高齢世帯率 34.4%(平成13年度)⇒42.3%(平成20年度)



◇「高齢者自立支援ひろば」による見守

□ 高齢者自立支援ひろば

災害復興公営住宅に支援者(2名)が常駐する拠点を設置し、地域住民や支援者と連携しながら地域主体の支援システムの構築を図る。

「ひろば」ではSCS(高齢世帯生活援助員)の役割を担うスタッフが事務所に常駐したり、周辺公営住宅の高齢者を巡回することで見守りを行う。

<“ひろば”が担う4つの機能>

- ① 見守り
- ② 健康づくり
- ③ コミュニティ支援
- ④ 支援者のプラットフォーム

何があったか

○シルバーハウジングにLSAを配置

復興公営住宅の整備に当たり、被災者に高齢者が多かったことから、入居高齢者の生活指導、安否確認等を行うLSAを配置するシルバーハウジングが大量に供給（約3500戸）された。

復興公営住宅のLSAは、シルバーハウジング以外の高齢者世帯へも日常生活支援サービスを行うとともに、ふれあい喫茶などをLSA自身が企画・主催して入居者同士のコミュニティ形成までも支援することができるよう、厚生省（現・厚生労働省）と協議し、既存制度とは別の「被災高齢者自立生活支援事業」として事業化された。

○高い頻度で巡回するSCSを配置

シルバーハウジングの戸数に限界があるため、優先入居の対象でありながらシルバーハウジングではなく一般の公営住宅に入居した高齢者もいた。

平成9年度から生活復興相談員を配置して、高齢者を定期的に訪問し、情報提供や相談に応じていたが、巡回頻度が低く、複雑・多様化した高齢者の抱える課題の解

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

72 LSA・SCS

見守り体制の充実が、高齢者の安心を支える

災害復興公営住宅の整備に当たり、LSA（生活援助員）を配置したシルバーハウジングを大量に供給したが、入居できない高齢者もいた。高齢化率も4割を超えているため、シルバーハウジング以外の高齢者も支援する兵庫県版LSAの展開やシルバーハウジングのない復興公営住宅の高齢者を支援するSCS（高齢世帯生活援助員）の配置、地域コミュニティで見守りに取り組む高齢者自立支援ひろばの開設など見守り体制の整備に取り組んでいる。

決には限界があった。

入居者の見守りを充実し、コミュニティ活動を活性化するため、13年度から、シルバーハウジングのない復興公営住宅等に概ね50世帯に1人の割合でSCSを配置し、週1回程度巡回訪問等をしながらか高齢者への生活指導・相談、安否確認、コミュニティ支援などを行った。

学んだこと

○コミュニティ支援で有効

入居者の生活相談や安否確認だけでなくコミュニティ支援までこなすLSAは、兵庫県版LSAとして高い評価を受けている。また、SCSもコミュニティ支援を行い、復興公営住宅における新しいコミュニティ形成に非常に有効であった。

○支援者のネットワーク化が必要

復興公営住宅では、LSAやSCSだけでなく、民生・児童委員や地域包括支援センターのほか、住民の見守りグループなど多くの支援者がかかわっており、きめ細かな対応がなされている。相互に連携して活動ができるよう、支援者のネットワーク化が必要である。

教訓をどう生かすか

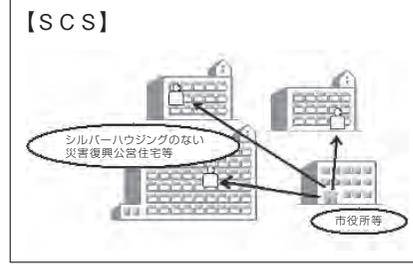
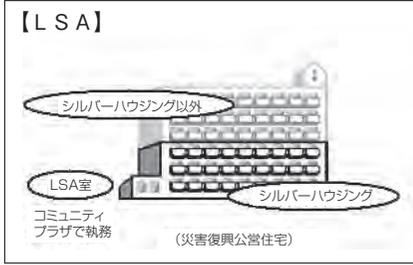
○LSAの継続配置を

LSAが介護保険事業として位置付けられたことにより、市町が独自に設置できるようになったが、財政状況の悪化もあり、派遣を得られない状況となっている。復興公営住宅での一層の高齢化が進む中、LSAの継続配置が求められている。

○高齢者自立支援ひろばの開設

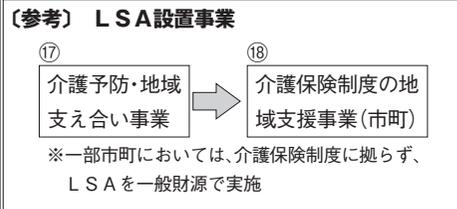
公的な支援者がすべての高齢者の見守りを担っていくことには限界があることから、地域コミュニティでの見守りを進めるため、SCS（社会福祉協議会の職員等）が空き住戸等に常駐し、地域住民やNPOと連携して見守りを行う「高齢者自立支援ひろば」事業を、復興基金を活用して平成18年度から実施している。

■ LSA、SCSによる見守りイメージ



■ LSA・SCSの職務・サポート体制等の比較

区分	LSA (生活援助員)	SCS (高齢世帯生活援助員)								
対象世帯	シルバーハウジング等の入居世帯 ・60歳以上の単身者 ・夫婦のみの高齢世帯(一方が60歳以上) ・60歳以上の高齢者のみの世帯 高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅など	LSAによる生活支援を受けていない復興公営住宅等の入居世帯 ・65歳以上の単身者 ・夫婦のみの高齢世帯(一方が65歳以上) ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・疾病、障害など、その他支援を必要とする世帯								
職務内容	①シルバーハウジング等における見守り ・生活指導・相談 ・安否確認 ・緊急時の対応 ・一時的な家事援助 ・関係機関との連絡 ・その他日常生活上必要な援助 ②被災高齢者自立生活支援事業によるコミュニティ支援活動支援 ・老人クラブ、ボランティア、地域住民等との連携による支援体制づくり ・住宅内集会所等を利用した各種生きがい交流事業の企画、実施 等	①シルバーハウジング以外の復興公営住宅等での見守り ・生活指導・相談 ・安否確認 ・緊急時の対応 ・一時的な家事援助 ・関係機関との連絡 ・その他日常生活上必要な援助 ②SCSによるコミュニティサポート事業 ・SCSのいるシルバーハウジングのない復興公営住宅等において、住民の仲間づくり・生きがいづくり事業を実施								
配置基準	必要性が認められる範囲で弾力的に派遣	概ね50世帯に1人								
活動形態	LSA室に常駐 (宝塚市等一部の市町は巡回型で運用)	巡回型 (市役所等を拠点に複数の団地を担当)								
訪問頻度	原則として毎日(同一団地内)	概ね週1回(複数団地)								
財源	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>シルバーハウジング等</th> <th>被災高齢者自立生活支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑰</td> <td>在宅福祉事業費等補助金(介護予防・地域支え合い)事業</td> <td rowspan="2">国庫1/2、県1/4、市町1/4(政令市・中核市は1/2)</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>概ね介護保険制度の地域支援事業</td> </tr> </tbody> </table>	区分	シルバーハウジング等	被災高齢者自立生活支援事業	⑰	在宅福祉事業費等補助金(介護予防・地域支え合い)事業	国庫1/2、県1/4、市町1/4(政令市・中核市は1/2)	⑱	概ね介護保険制度の地域支援事業	復興基金10/10
区分	シルバーハウジング等	被災高齢者自立生活支援事業								
⑰	在宅福祉事業費等補助金(介護予防・地域支え合い)事業	国庫1/2、県1/4、市町1/4(政令市・中核市は1/2)								
⑱	概ね介護保険制度の地域支援事業									



5

人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

地域復興の取り組みの中から、自律的で互恵的なコミュニティの再生が図られ、地域団体に加え、NPOやボランティアなども参画する新しいコミュニティが生まれた。

震災が地域コミュニティのあり方を問い直した

震災前の地域コミュニティは、地域課題の多様化、複合化が顕著になりつつあるにもかかわらず、まちづくりの取り組みを始めていた一部の地域を除いて、大半が地域住民の無関心の中で少数の地域事業者や高齢者、主婦達によって、かろうじて維持されている状況であった。

旧来の市街地では、新たな担い手が現れないまま、担い手の高齢化が進んでいた。また、担い手の輪番交代制を導入しているニュータウン地域でも、運営ノウハウの蓄積ができず、地域コミュニティ活動は停滞に陥っていた。数少な

地域での高齢者の見守りをより発展させることが必要

いボランティアな活動も、高齢者・障害者福祉や子育て、環境など特定の分野に集中しており、有効な制度的支援も十分でなく少数者の善意に頼っている状況であった。震災は、このような状況の地域に対して、コミュニティのあり方を問い直すものであったといえる。

新しいコミュニティの変化は二つの形で表れている。その一つは、高齢社会に即した地域の見守り体制の構築である。震災後の応急仮設住宅やふれあいセンターでのボランティアによる活動や、災

多様化した担い手も参加する開かれた地域コミュニティへ

もう一つのコミュニティの変化は、担い手の多様化である。既存の地域団体にとらわれず、自発的に多様なテーマの活動を始める人達が現れ始めた。また、地域で活動する事業者や商業者、学校、ボランティア、NPOのほか、外国人県民が積極的に地域の活動に参画する機会が生まれた。こうしたコミュニティの人のつながりの広がりは、新たな地域のセーフティネットの構築につながっている。

さらには、震災を機に学識者や弁護士、建築家、コンサルタントなどの専門家が地域にかかわるようになり、平常時における人のつながりの大切さを認識して、地域コミュニティに向ける地域住民の目が大きく変わった。

このような動きを受けて、地域にかかわる活動はさまざまな形に変化をしようとしている。コミュニティの運営は、これまでの地域代表的な単一組織によるものから、円滑な合意形成を可能にするためにも、多様な活動主体で構成

された開かれたネットワーク組織へと移行しつつある。

能登・中越では震災を機に地域コミュニティがより活発に

能登半島地震や新潟県中越地震などでは、神戸・阪神間のような都市部とは違い、くらしを守るための自衛の仕組みとしてコミュニティが存在した。中越地震における集落ごとの仮設住宅の移転にみられるように、その強い仕組みがコミュニティを守ったといえる。一方で、強い仕組みが、個々の住民の考えを復興に反映させにくいのではないかという危惧もあった。

しかし、中越地震では、外部から多くの支援者が入ったこともあり、地域での話し合いのスタイルが大きく変わったといわれている。女性の参加がなければ物事が決まらないなど、公開性と民主制が担保されるようになったことが大きな特徴である。

また、以前にはなかった集落間の情報交換が始まったほか、被災地内での集落間競争ともいえる地

域づくり活動が活発になり、被災地外も含めたネットワークも生まれつつある。今後こうした取り組みが、いかに継続され、より多くの住民がかかわっていけるかが課題である。

家族のきずなと増加する単身世帯や外国人県民への目線がますます重要

地域活動の活発化が目される中で、家庭機能の低下が問題になっており、あらためて家族のきずなの大切さが重要視されている。一方、都市部では単身世帯や外国人県民が着実に増加しており、地域や近隣で開かれた関係を構築することで、家族の共同生活から離れた単身者や外国人県民にも地域に参画してもらい、見守りが必要な高齢者と併せて地域で支えていく視点が、今後ますます重要になる。



◇コミュニティプラザでの健康教室
(神戸新聞社提供)



◇高齢化が進む災害復興公営住宅のコミュニティづくりが課題

何があったか

○建築基準法に基づき建築制限を実施

被害が甚大な密集市街地では、早急に都市計画事業の実施を明らかにする必要があった。しかし、都市計画決定までに時間を要することから、無秩序な建築活動による密集市街地の再現を防ぐため、建築基準法第84条に基づき区域を指定し、2カ月間の建築制限を実施した。

多くの住民が避難し居所を離れていたために、行政の説明が届きにくかったこともあり、建築制限と都市計画の進め方に住民の理解が得られず、反発があった。

○二段階の都市計画決定を実施

建築制限期間内に関係者の十分な合意形成を図ることが困難なため、二段階に分けて土地区画整理事業と市街地再開発事業の都市計画を決定した。第一段階は、事業の区域、幹線道路等の大枠のみを決め、第二段階で、まちづくり協議会等での住民の合意形成を踏まえ、区画道路や街区公園等を決定した。

○復興推進地域との同時決定で事業を促進

被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、平成7年2月に被災市街地復興特別措置法が制定された。同法による被災市街地復興推進地域と都市計画事業の区域等

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

73 二段階の都市計画決定

住民の意向が反映できる事業手法で、市街地の復興を進める

都市基盤を再構築する必要のあった密集市街地の復興に向けては、土地区画整理事業等の都市計画事業が実施された。実施に当たっては、時間的な制約と住民の合意形成が十分にできない状況を考慮。最初に事業の区域、幹線道路など大枠のみを決定し、その後、住民が参画したまちづくり協議会と自治体が協働で詳細決定を行う二段階の都市計画決定となった。限られた時間で復興まちづくりに住民の意向を反映させるためには、普段から住民がまちの防災性や将来の姿について議論しておくことが重要である。

を同時に都市計画決定した。これにより、従来は事業計画決定後に

しかできなかった事業用仮設住宅や仮設店舗^{※1}の建設、用地買収に係る税制上の特例措置の適用が、前倒しで実施できるようになり、権利者の生活再建を支援し、事業の早期推進につながった。

※1 一般の仮設住宅とは異なり、面的整備事業区域内の権利者を対象とした仮設住宅や仮設店舗

学んだこと

○住民の意向の反映が不可欠

復興に向けた面的整備事業では、広範な地域のまちづくりを迅速かつ確実に進めるため、行政が中心とならざるを得ないが、住民の力を結集し、地域の意向として反映することが不可欠である。

また、これを実現するため、まちづくりの専門家の助言や住民が合意形成に取り組む場としてまちづくり協議会を結成することが重要である。

○二段階の都市計画決定も有効

被災地の復興のためには、一刻も早い都市計画の枠組みの提示と早期の事業着手が求められる。しかし、個人の利害にかかわる詳細な計画は十分に議論する必要がある。

震災では、この双方を実現するために二段階の都市計画決定を行い、結果的に住民の理解を得ながら、比較的円滑に進めることができた。災

害時の事業手法として、大枠の都市計画から段階的に住民が合意形成を図る二段階の都市計画決定は有効である。

教訓をどう生かすか

○被災市街地復興に向けた法整備

被災市街地復興特別措置法により、震災後2年間、建築制限を実施できるようになった。住民合意のための期間ができたという点で、大きな意味を持っているが、2年間の建築制限をかけたまま都市計画事業に着手できなければ、被災者の生活再建や都市復興につながらない。

この期間を有効に活用し、早期の都市復興を果たすためにも、平素からまちの防災性や将来の姿について住民同士で議論しておくことが求められている。

○まちづくり協議会の役割に期待

震災を機に、まちづくり協議会が全国的に認識され、同様の組織が見られるようになった。面的整備事業の実施に際して住民の意向を反映させるためには、専門家も参画したまちづくり協議会で、住民の合意形成を進めることが重要であり、今後も大きな役割を担うことが期待されている。

■ 阪神・淡路大震災のまちづくりの流れと成果

■ まちづくりの流れ

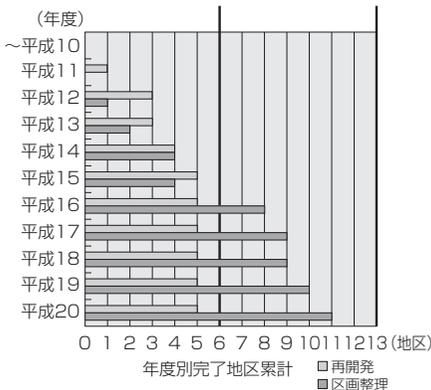


■ 土地区画整理事業:仮換地指定日

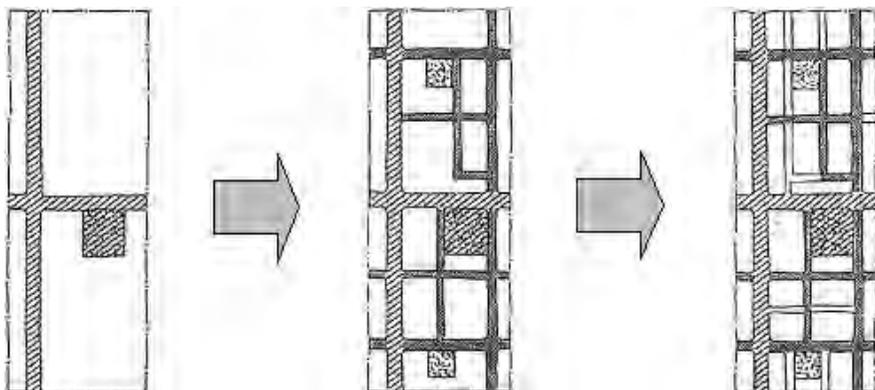
平成 8年 8月	神戸市	新長田・鷹取
平成 8年 11月	西宮市	森貝
平成 8年 11月	神戸市	六甲道駅西
平成 8年 11月	神戸市	松本
平成 9年 2月	尼崎市	築地
平成 9年 5月	神戸市	湊川町1・2丁目
平成 9年 8月	芦屋市	芦屋中央
平成 9年 9月	神戸市	神前町2丁目
平成 9年 10月	神戸市	御營
平成 9年 11月	西宮市	西宮北口駅北東
平成 9年 11月	淡路市	富島
平成 10年 3月	神戸市	森南
平成 11年 3月	芦屋市	芦屋西部

■ 被災市街地復興推進地域内事業完了地区累計表

再開発 (全6地区)・区画整理 (全13地区)



■ 二段階の都市計画の進め方



何があったか

○補助制度の改善など震災特例を国へ要望

事業費の財源確保が大きな課題であったため、兵庫県は被災市町とともに奔走し、その結果、国は震災の特例措置を講じた。

土地区画整理事業では、都市計画道路路に対する道路整備特別会計補助採択要件の緩和（幅員12m↓6m）、市街地再開発事業では、国庫補助率の嵩上げ（3分の1→5分の2）など、大幅な拡充がなされた。

また、税制面では、従来事業計画が決定しないと適用できなかった用地買収に係る譲渡所得の5000万円特別控除が、都市計画決定時点から適用できるよう特例措置がとられ、事業の推進が図られた。

○利子補給で権利者の負担を軽減

密集市街地で施行した区画整理事業では、狭小宅地が多く、道路等への宅地の提供（減歩）が困難な権利者は清算金を支払った。清算金の支払に当たり融資を受けた場合には、復興基金で権利者に利子補給を行ない、負担の軽減を図った。

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

74 土地区画整理事業・市街地再開発事業

事業の早期完了と利用促進で、まちの再生を

震災復興に向けた面的整備事業では、施行者である自治体の事業費の財源を確保し、短期間のうちに事業を完了させた上で、権利者の一日も早い自己再建や店舗などの立地を進め、まちを再生させることが不可欠であった。国庫補助制度の特例などで財源確保や事業推進を図ったほか、復興基金で土地利用や入居の促進などを図ったが、今なお空き地・空き床の利用促進が課題である。

○空き地・空き床の利用促進対策を実施

区画整理事業により住宅地が整

備されても、二重ローン等の経済的な問題から、自宅を再建できず空き地が目立つ地区も少なくなかった。このため、融資を受けて住宅などを建設する者に対し、復興基金で利子補給を行い、初期負担の軽減を図った。

また、再開発事業では、商業床を従前より多く設ける傾向があり、居住者構成など地域を取り巻く環境の大きな変化もあって、再開発ビルのテナント誘致に苦戦するところもあった。入居促進対策として、保留床の空き床について、復興基金で利子補給や家賃補助等の支援を行い、空き店舗等への入居を促進した。

○学んだこと 事業推進のために震災特例や制度改正が必要

狭小な宅地が多く、権利者の減歩の割合が議論となっていた区画整理事業では、税制上の特例措置がとられ、減歩率を緩和するため用地買収が円滑に進んだ。

こうした特例措置や補助要件の緩和、補助率の嵩上げなどの制度改正は、事業推進の上で効果を発揮しており、平常時の事業とは異

なる特別な対策が必要である。

○被災地の実情に応じた支援が必要

まちの復興に当たっては、被災地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要である。復興基金を活用した清算金に係る融資返済での利子補給や、空き地・空き床の利用促進対策は、関係者の負担軽減、立地促進という点で、一定の効果があった。

また、財政力が弱い過疎自治体である旧北淡町が大規模な区画整理事業を行うために県が県道・域内幹線町道事業費相当を助成した特別な財政措置は、事業の推進を図る上で、有効であった。

○教訓をどう生かすか 空き地・空き床の目立つ地域の再生が課題

復興に向けた面的整備事業では、権利者が一日も早く住宅を再建し、店舗や事務所に事業者が立地することによって、まちが再生することが求められる。

さまざまな利用促進施策を講じても、なお、空き地・空き床の目立つ地域もあるため、これらを解消し、まちににぎわいがでるような次なる対策が課題である。

■ 土地区画整理事業 及び 市街地再開発事業 による震災復興事例



西宮北口駅北東地区の場合

■ 復興土地区画整理事業

- ・ 一体的かつ計画的に道路、公園等の公共施設を充実させ、災害に強く安全で便利な住宅地への再生を図る。
- ・ 災害の際、一時避難地となる近隣公園の整備。
- ・ 都市計画決定後、地方公共団体による用地先行取得。
- ・ 集約換地による住宅の共同化。

■ 復興市街地再開発事業

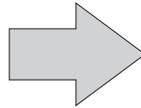
- ・ 道路等都市基盤施設と不燃建築物との一体的整備により、市街地の迅速な復興と機能的で美しいまちなみの形成を図る。
- ・ 全面買収方式の第二種市街地再開発事業を適用し、迅速な震災復興を図る。
- ・ 従前権利に見合う住宅、店舗等の提供による被災者の生活再建。

被災時



住宅の倒壊

土地区画整理事業



復興後

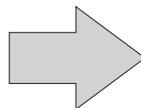


被災時



商店街の倒壊

市街地再開発事業



復興後



何があったか

○老朽住宅が集中した市街地で大きな被害が出た

老朽化した住宅が集中する市街地は、路地で細分化され、避難路も十分に確保されていなかったため、消火や救出活動が困難で大きな被害につながった。

一方、震災を受け、震災復興土地区画整理事業等により道路や公園が整備された区域では、火災による被害が少なかった。

○延焼を止め避難場所を提供したオープンスペース

震災時、街路樹をはじめとする都市の緑は建物の倒壊被害軽減や火災の延焼軽減に役立った。公園や緑地は震災直後から避難地として利用され、時間の経過とともに、物資の集配基地、応急仮設住宅の設置場所など多様な救援・復旧基地として利用された。

学んだこと

○災害に強い都市基盤が不可欠

延焼の軽減につながる幅の広い道路、避難場所や応急活動拠点となる公園、災害直後の消火用水や生活用水を提供する河川。これらの都市基盤は、災害に強いまちづくり

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

75 災害に強いまちづくり

都市基盤の充実と住民参加の維持管理で、安心して暮らせるまちをつくる

震災では、公園や緑地などのオープンスペースが不足している密集市街地において、老朽化した木造住宅の倒壊や火災による延焼などで多くの犠牲者が出た。災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地での火災の延焼遮断帯として、また避難場所や応急活動拠点にも活用できる身近なオープンスペースとして、道路や公園、河川などの都市基盤を充実させ、住民がその維持管理に参加することが重要である。

くりには不可欠である。都市基盤を充実させ、防災性の向上と住環境の改善を図る必要がある。

○普段からの維持管理活動が必要

道路や公園、河川がまちの防災性の向上に貢献するためには、造るだけではなく、普段からの点検や清掃など、管理者や近隣住民による維持管理活動の積み重ねが重要である。このような取り組みは、地域の防災力の向上に役立つとともに、地域コミュニティの再生にも貢献する。

教訓をどう生かすか

○住民主体の公園づくり等の広がり

震災時に公園が果たした役割が、住民の公園緑地への認識を高めた。各地域における復興のまちづくりでも、地域に必要な公園や施設について住民たちが議論を重ね、地域特性に合った防災公園が数多く整備されている。

○住民参加の維持管理活動が進展

神戸市兵庫区の松本地区などでは、地域住民がまちづくり協議会を組織し、行政との協働で復興まちづくりに取り組み、公園やせせらぎが整備された後も、美化活動等が展開されている。また、道路

や河川について、設置者と地元住民や企業等が協定を結んで普段から維持管理を行うアドプト・プログラムなど、住民参加型の仕組みが各地で展開されている。

これらの取り組みは、施設の適正な維持管理や地域コミュニティの形成につながるだけでなく、災害時の住民相互の助け合いに大いに役立つものと期待される。

安全とエコの水辺(せせらぎづくり)【神戸市松本地区】



○せせらぎを流れる水は、非常時には初期消火の水としても生活用水としても利用が可能。また、地域住民により、毎月2回の美化活動に取り組んでいる。



火災による焼失区域と面的整備済区域【神戸市長田区】

○長田区の戦災復興土地区画整理区域では、その他の地域に比べ、相対的に被害の拡大が抑えられた。



神戸市長田区の大国公園

この公園で猛火が止まった。



防災ふれあい河川【神戸市(住吉川)】

○水辺へアクセスするスロープ等の整備や非常時の水源確保のための堰上げ用に利用する渡り石を設置。非常時には消火用水、生活水の取水源としての機能を担う。



都市構造による延焼遮断

消防研究所の調査において、大規模火災の焼け止まり要因を整理した。

道路・鉄道等は4割

耐火建築物が3割

空き地等が2割

消防活動による延焼遮断は約1割。広幅員道路、公園等の大規模空き地や学校・マンション等都市構造の形態が市街地大火の焼け止まりに大きく影響する。



何があったか

○まちづくり協議会を通じ復興のまちづくりが進展

震災の2カ月後、緊急を要する復興土地区画整理事業、復興市街地再開発事業の都市計画が決定された(6)⑦(参照)。しかし、多くの住民が避難している中での短期間での決定は住民に反発と混乱を与えた。これらの事業地区を中心に、行政主導の計画ではなく、住民の意見を集約したまちづくりを進めるため、被災地では新たにまちづくり協議会が100以上設置され、まちづくりの専門家の助言を受け、住民参加による復興まちづくりが進められた。

○地区計画によるまちづくりが進んだ

震災後、企業用地の大量供給でマンション建設が急増するなど、市街地の変容が進む地域では、生活環境や住環境の維持・保全が課題となった。

西宮市甲子園口地区では、中低層の住宅地としての住環境の保全を図るため、まちづくり協議会を結成し、建築物の高さや用途などを制限した地区計画案を行政に提案し、都市計画決定に至った。神

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

76 まちづくり協議会

普段からの取り組みが、まちの復興を円滑に進める

震災後、建物の倒壊や焼失など被害が大きかった地区では、無秩序な建築を規制し、都市計画に基づく市街地整備を実施した。自治体は、住民と協調して復興を進めるため、整備が必要な地域を中心に、まちづくり協議会の設立や活動を支援。住民は協議会を活用し、専門家のアドバイスを得ながらまちづくりを進めた。震災以前から、まちづくりへの住民の参加が活発だった地区は再建の方向付けも速かった。住民は、普段から地域の将来展望を共有し、コミュニティを育むまちづくりに取り組む必要がある。

学んだこと
○住民主体の復興まちづくりが不可欠

大規模災害時、住民と協調して早期に都市計画を策定するためには、まちづくり協議会が住民の合意形成を図り、計画を提案する方法が有効であった。

復興まちづくりには住民の多大な熱意と努力を要するが、その成果は、その後のまちづくりで地域課題に対応する場合にも参考となる。

○住民主体のまちづくりの仕組みが必要

神戸市では昭和56年、まちづくり協議会の提案を実際のまちづくりに反映できる「まちづくり条例」を制定、住民参画のまちづくりを支援してきた。

尼崎市でも、震災前からまちづくり協議会への活動助成制度により、社会福祉協議会等の協力を得ながら、住民主体のまちづくりを推進してきた。

こうした制度に沿って、震災以前から住民が積極的にまちづくりに参加していた地区では、住民自身が地域の特性を理解しており、専門家の助言等を得て、再建の方向付けも速かった。地域住民は普

段からコミュニティを育み、まちの将来展望を共有しておく必要がある。

一方、自治体も、住民と協調してまちづくりを進められる仕組みを構築しておく必要がある。

教訓をどう生かすか

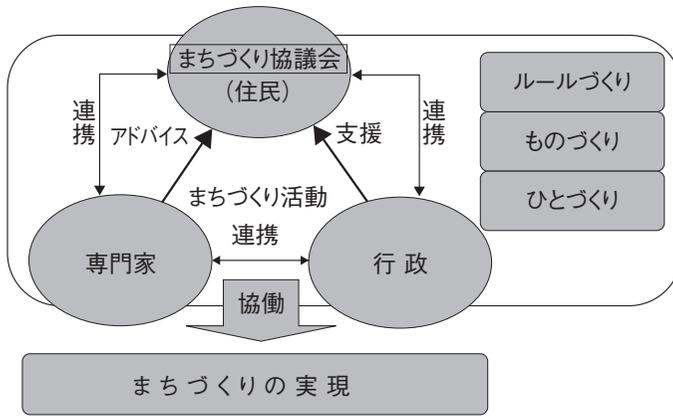
○今後のまちづくり活動の継続に期待

まちづくり活動は継続することが重要である。震災直後だけでなく平常時において、まちづくり活動を効果的に進めていくためにも、自治体の支援が必要である。例えば、まちづくり協議会の活動への助成や専門家の派遣、施策立案にあたって協議会からの提案への配慮、協議会との間でまちづくり協定の締結など、住民と行政との協働によるまちづくりが求められている。

被災地では、まちづくり協議会の役割を終え、解散したところもあった。しかし、防犯や福祉、景観など、まちのさまざまな課題への対処も期待できることから、普段から、まちづくり協議会の継続した取り組みが求められている。

戸・阪神間では、このような住民提案型の地区計画決定が大幅に増加した。

■ 住民が主体となったまちづくりのイメージ



- まちづくり協定や地区計画、建築協定などの決まり事を考える。
- 道路整備や再開発、区画整理などの事業を行う。
- まちづくりに対して興味をもち、地域の課題の解決策を皆で考えていけるよう、人材を育てる。

まちづくり協議会とは

住民をはじめ地域にかかわりのあるさまざまな人々が参画し、地域をより安全で魅力あるものとするため、議論を行い、その経過を関係者で共有し、まちづくりの提案や実践を行う。

- (活動内容) まちづくり計画や事業内容の協議、合意形成。
 まちの課題の共有や解決のための実践活動。
 一般住民への広報や学習会。

- (組織形態) 地域特性に合った組織づくりが、活動を継続する上で重要となる。
 形態は、地域の状況によってさまざま。
 ①既存組織そのものがその機能を果たす
 ②既存組織の一つの部会
 ③自治会などの既存の地縁組織から独立して設立

■ まちづくり協議会の活動例

■ 神戸市 野田北部まちづくり協議会 (平成5年設立)

(当初) 駅前の違法駐車・駐輪、高齢化問題などを課題として、地域の活性化のための活動を行っていた。

(震災後) ①被災者の救援活動 ②復興まちづくりの方向付け ③住宅の再建などを全国からのボランティアや学識者、まちづくりコンサルタント等の協力を得て実施。

震災前からの取り組みの成果もあって、区画整理や住宅の共同化・協調化、任意の住宅の再建など、まちの震災復興は、比較的早く進んだ。

■ 震災復興区画整理事業により整備した「海運双子池公園」



⊕ 計画づくりのためのワークショップ



⊕ 整備された公園

何があったか

○**専門家が住民のまちづくりを支えた**

まちづくりの専門家は、住民と行政の仲介役として、地域の合意形成やまちの将来像のとりまとめなどを支援した。

特に、被災市街地の8割以上を占めた白地地域※1での住宅の共同化・協調化※2や被災マンションの再建に当たり、事情の異なる住民間の権利調整や再建計画づくりなどに大きな役割を果たした。

○**専門家派遣で復興まちづくりを支援**

兵庫県では、まちづくり活動を支援し、被災地全体の早期復興を実現するため、「ひょうごまちづくりセンター」を設置し、復興基金の「復興まちづくり支援事業」で、まちづくりアドバイザーやコンサルタントなどを派遣した。民間でも、阪神・淡路ルネッサンスファンド（H.A.R.基金）が「復興まちづくり助成」などで支援した。

○**専門家同士の支援ネットワークが発足**

被災地のまちづくりを支援する専門家たちのネットワーク組織も多数立ち上がった。平成8年9月には、専門家団体を横断的につなぐボランティア組織、阪神・淡路

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

77 専門家によるまちづくり支援

専門家の支援が、より良いまちをつくる

復興まちづくりに取り組む住民を支援するため、「ひょうごまちづくりセンター」を設置し、復興基金の「復興まちづくり支援事業」により、さまざまな分野の専門家の活動を支えた。専門家は住民と行政の間に立って、まちの将来像づくりや地域の意見を取りまとめる手助けなど重要な役割を担った。専門家と住民を結びつける専門家派遣制度を確立し、今後、大規模災害が発生したときには、初期段階から多くの専門家が参画できるように、専門家のネットワークの構築が求められている。

※1 まちづくり支援機構が発足した。土地画整理事業や市街地再開発事業などの都市計画事業、住宅市街地総合整備事業や密集住宅市街地整備促進事業などの面的整備事業以外の地域のこと。

※2 共同化は、複数の宅地（敷地）を一つにまとめて1棟の集合住宅を建設すること。協調化は、宅地が隣接する者同士が話し合い、建物の高さや正面のデザインなどを合わせることに。

学んだこと

○**まちの復興には専門家が大きな役割**

まちの復興には、土地や建物に関する多くの専門知識が求められる。専門家の参画が不可欠である。特に地域の実情に精通し、関係者をコーディネートできる建築士、まちづくりプランナー、弁護士などが大きな役割を果たす。

○**専門家の参画には行政や民間団体の支援が必要**

被災地のニーズに応じて、専門家が住民主体の復興まちづくりに参画し、その取り組みを支援するために、専門家と住民団体とのマッチングや専門家派遣、活動資金の助成など、行政や民間団体による支援の仕組みが必要である。

教訓をどう生かすか

○**専門家派遣制度が定着**

兵庫県では、震災で実施した「復興まちづくり支援事業」が、被災

地以外の自律的なまちづくりを支援する「まちづくり支援事業」として発展するなど、専門家派遣制度が定着している。

○**震災で得たノウハウの継承を**

専門家には、災害直後に住民主体の復興まちづくり活動に派遣されることを想定した技能の習熟が求められている。そのため、今回の震災復興で蓄積したノウハウを継承していくことが重要である。また、地域に根付いた若手コンサルタントの育成も大切である。

○**専門家ネットワークの構築が進む**

阪神・淡路まちづくり支援機構など、震災復興の専門家のネットワークは現在も継続されており、東京や静岡、新潟などでも同様の取り組みが広がっている。これらまちづくりの専門家のネットワークに加え、関連する分野の弁護士や税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士などのネットワークも構築し、災害直後から相談・助言などの対応が速やかにできる体制づくりが求められている。

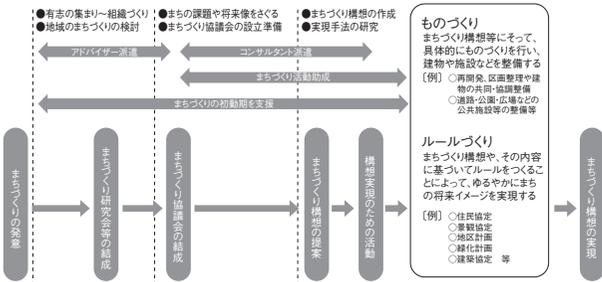
復興まちづくり支援事業(復興基金)

復興のまちづくりに取り組む住民からの求めに対応し、ひょうごまちづくりセンターが専門家を派遣するなど、被災地における住民主体の復興まちづくりを支援。

ひょうごまちづくりセンターによる支援

- 専門家登録
都市計画の専門家、土地区画整理士、一級建築士、再開発プランナーなどの専門家を登録
- まちづくりアドバイザー派遣
住民団体の勉強会等に専門家を派遣。合意形成等を支援
- まちづくりコンサルタント派遣
住民団体に専門家を派遣。まちづくり計画策定等を支援
- まちづくり活動助成
まちづくり活動を行う住民団体等に活動費を助成

住民主体のまちづくりと復興まちづくり支援事業の流れ



復興まちづくり助成(HAR基金)

行政や企業から独立した民間非営利の基金。被災地のうち原則白地地域を対象に、住民組織や専門家が連携して取り組む復興まちづくりを支援。

- 住民組織や活動を支援
- 専門家が相談に応ずる「復興まちづくりハウス(専門家の復興事務所)」の設立・運営の支援
- 復興まちづくりのための研修活動の支援

阪神・淡路ルネッサンスファンド(HAR基金)とは

区画整理や再開発事業以外の地域に専門家の支援が必要と、コンサルタントらが発案。平成7年9月開設。事務局は日本青年会議所が設立した「まちづくり市民財団」。広く市民から寄付を募集し、まちづくりに取り組む団体や復興のまちづくりを支援する団体など53団体95件の活動に総額4,730万円の助成を行った。(平成11年9月迄。応募件数は163件)

阪神・淡路大震災での「まちづくり専門家」の支援ネットワーク

総合支援ネットワーク

- 主にまちづくりプランナー、都市計画・建築関係の専門家がまちづくりを総合的に支援
- 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク
 - 神戸復興塾
 - 阪神白地まちづくり支援ネットワーク
 - 阪神・淡路まちづくり支援機構** など

弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、建築士の専門家団体が組織的に横断的NPOを設立し、一体となって被災地のまちづくりを支援。
(参加団体) 弁護士会、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士会、建築士会

専門支援ネットワーク

- 建物の共同化や緑化、住宅などまちづくりの基本となる専門領域の支援
- 共同再建支援チーム
 - 阪神グリーンネット
 - コレクティブハウジング事業推進応援団
 - 関西建築家ボランティア など

何があったか

○震災前とは異なる景観のまちなみを形成

周囲の景観に配慮せず再建された建物は、これまで人々が慣れ親しんできた生活風景を喪失させた。また、再建に使われた新しい住宅建材が、全国に似通ったまちなみを創出する要因ともなり、震災前の景観とは異なるまちなみとなってしまう。

○雑然とした景観が生まれた

復興土地区画整理事業等の計画策定において、総じて景観の観点は重要な課題ではなかった。大規模店舗や高層マンションが多数建設されたり、在来工法による住宅が減少するなどにより、地域に雑然とした景観が生まれた。

また、地域の歴史的文化に基づいた魅力ある景観や、地域の人々に親しまれてきた風景が、人々の心をつなぐ「コミュニティのきずな」であることが再認識された。

学んだこと

○住民の主体的な景観の基準づくりが重要

慣れ親しんできたまちなみを維持するためには、外壁や屋根の色など

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

78 まちなみの景観保全

美しいまちなみをつくるのが、愛着や誇りを持てる地域の再生につながる

震災では、45万世帯・25万棟を超える住宅が全半壊の被害を受け、慣れ親しんできたまちなみは、大きく変わってしまった。これにより、被災者は生活の場を失っただけではなく、精神的にも大きな喪失感に包まれた。被災地の復興においては、景観に配慮した住宅の再建やまちづくりに取り組むことができるよう、平常時から住民同士の合意形成をしておくことで、住民が愛着や誇りを持てる地域に再生していくことが期待される。

で景観に関する基準を住民の参画によって策定し、それを皆が守ることで、快適で美しいまちなみを形成していくことが重要である。

しかし、被災後の混乱時にまちなみの景観保全まで合意を図るのは難しいことから、平常時からまちづくり協議会などで基準づくりをしておくことが大切である。

○まちなみの景観が地域への愛着や誇りを育む

まちの復興においては、まわりくどいようにも見える景観づくりが、地域の愛着や誇りを育む上で重要な役割を果たす。ただ単に住宅やビルなどを再建するのではなく、人々が慣れ親しんできた日常風景を維持したり、住民同士で合意した新しい景観にも配慮して再建することが重要である。

教訓をどう生かすか

○参画と協働による景観づくりが進む

震災後、まちづくり協議会などが中心となって、地域の景観の向上を目指した協定を締結したり、建築物の高さや用途の制限などで景観に配慮した地区計画を策定するなど、まちなみの景観保全に向

けた動きが出てきた。

兵庫県では、平成16年に景観条例を改正。住民主体の景観づくりのための協議会の設置や行政と県民との連携を図る景観形成等推進員（景観サポーター）登録制度の創設など、住民の参画と協働による景観づくり活動への支援を拡充している。

○景観に配慮したまちづくりが進展

新潟県の中越・中越沖地震や石川県の能登半島地震からの復興では、中山間地にふさわしい木造の災害復興公営住宅の整備や、まちなみ景観に配慮した商店街の再建に取り組んでいる。

兵庫県の景観条例も震災後景観形成地区制度を拡充。歴史的・文化的なまちなみだけでなく、これから形成されるまちなみにおいても、景観形成基準が策定できるように制度改正がなされている。

景観形成に向けた兵庫の取り組み

優れた景観を創造または保全する必要がある地域を指定。



地区の目指すべき景観に応じた基準を定める。



地区内では、建築物等の新築・増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置などの行為について届出により、地区の景観の形成を図る。

景観形成地区

- ① 歴史的景観形成地区
伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域
- ② 住宅街等景観形成地区
良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域
- ③ まちなか景観形成地区
駅前、官公庁施設の周辺で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域
- ④ 沿道景観形成地区
国道、県道等の沿道の区域

景観形成重要建造物等指定制度の創設

地域の景観上重要な建造物や樹木を指定する制度を創設し、広く県民に周知するとともに、その優れた景観が損なわれないよう支援。(平成17年4月)



■ 栄光教会【神戸市中央区】

震災で全壊した後、耐震化やエレベーター設置などを行い、当時の姿を復元して再建。震災復興のシンボルとして親しまれている。景観形成重要建造物として指定。

旧居留地都市景観形成地域(神戸市)

旧居留地は、伝統的な都市業務景観を形成する歴史的景観形成地区に指定。地元企業からなる旧居留地連絡協議会が、景観形成市民団体の認定を受け、まちづくりガイドラインの作成など良好な景観の維持・形成に取り組んでいる。



■ 居留地13番・神戸市立博物館【神戸市中央区】

都市ウォーターフロントの都市景観形成地域(神戸市)

神戸らしい景観を形づくる地域や都市景観の形成のためにHAT神戸やポートアイランド西など6地域を指定し、計画的な整備を進めている。

■ HAT神戸【神戸市中央区】

神戸の経済・文化・生活・福祉を先導する東部新都心として震災後に整備。海辺のまちとして、常に海が存在が感じられる都市景観を形成。



□ 禅の里交流館
【輪島市門前町總持寺周辺地区】
街並み環境整備事業を活用し、商店街と總持寺が一体で地震災害前よりも徹底してまちなみ景観に配慮したまちづくりを推進。



【石川での取り組み】

何があったか
○文化財の修復・保存の要望が寄せられた

兵庫県内では、国・県・市町指定文化財143件（うち7割が建造物）が被災し、被害総額は100億円近くにもなった。また未指定の文化財建造物では、調査した1039件のうち77%が被害を受けていた。

被災直後から、指定の有無を問わず、地域の財産であり人々の心結び付けてきた文化財の修復や保存を要望する声が学識者や住民から寄せられた。

○未指定の文化財建造物の保護が不十分
 風見鶏の館など重要文化財などに指定された文化財建造物は、国庫補助などの復旧工事に関する制度的保障があり、再建が進んだ。しかし、未指定建造物は、再建すべき対象の把握さえ困難であった。

震災の半年後に創設された復興基金の歴史的建造物等修理費補助で再建された未指定建造物もあったが、制度の創設までに取り壊されたものもあった。

○耐震性のない文化財建造物が被害を受けた

震災前の文化財建造物は、構造

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

79 被災文化財の保存・活用

文化財を守ることが、人々の心の結び付きにつながる

震災により、兵庫県内では、国・県・市町指定文化財143件のほか、地域で身近に存在する未指定の文化財も甚大な被害を受け、学識者や住民はこれらの修復や保存を要望した。地域のアイデンティティを示す文化財は、被災地域の心の結び付きを維持し、再生する役割もあり、総合的な保存、活用が求められている。

物としての安全性よりも、文化的な価値が重視され、耐震工事が進まなかった。そのため、耐震性を備えない建造物は全半壊などの甚大な被害を受けた。

学んだこと

○地域の景観保護と連動した継承が重要
 地域の文化財の消失により、慣れ親しんだ風景やまちの雰囲気が大きく変化し、被災者に喪失感や違和感を与えた。地域の景観保護とも連動した総合的な文化財の継承が重要である。

○地域の文化財を幅広く保護する仕組みが必要
 地域の身近な文化財を守っていくためには、保護すべき文化財を国や県、市町が指定するという制度だけではなく、より緩やかな規制の下で守っていく新しい仕組みが必要である。

また、所有者や住民が、自主的に文化財の保護に努めることが重要である。

○建造物の特性に応じた耐震補強が重要
 文化財建造物の歴史的・文化的価値を維持するためには、建造物の特性に配慮しながら、事前に耐震補強などの対策を行うことが重要である。

教訓をどう生かすか

○地域の身近な文化財を保存、活用する制度の創設
 平成8年の文化財保護法の改正

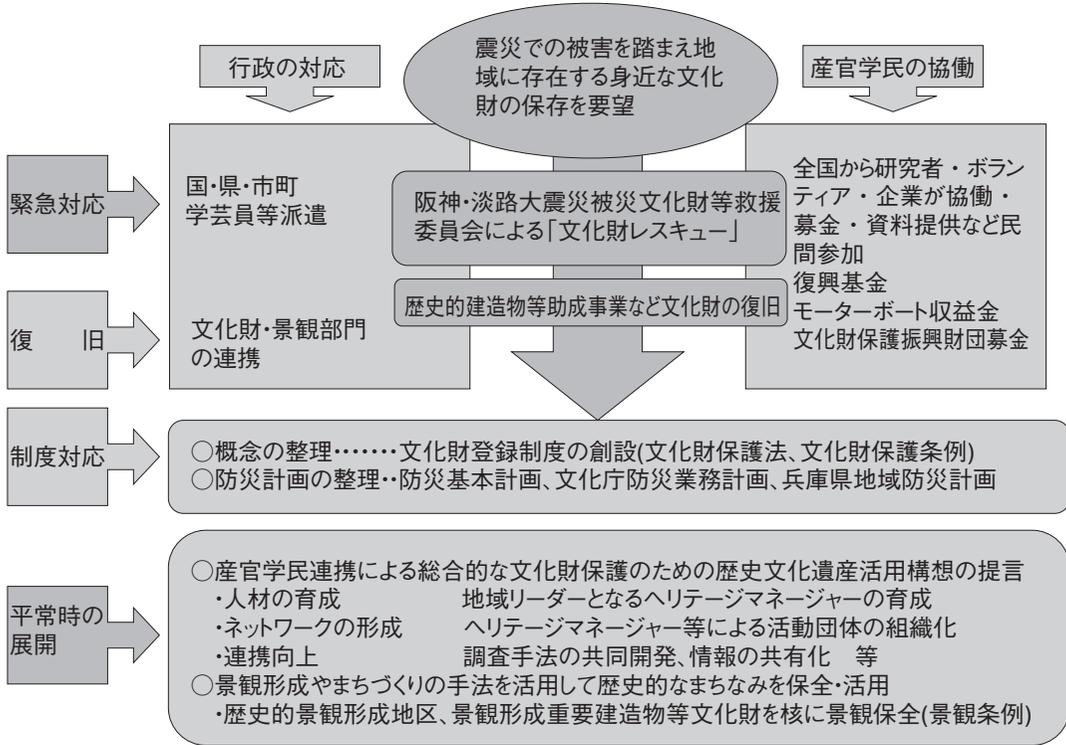
により、地域の身近な文化財を保護する登録制度が創設され、地域で残したい文化的価値のある建造物などを登録し、有効に活用しながら守り続けることができるようになった。

兵庫県では、景観に関する施策とも連携し、指定文化財以外の地域の文化財を景観条例の景観形成重要建造物として指定する制度を17年に創設。翌18年に制度化した文化財登録制度とあいまって、文化財の保護を図っている。

○文化財を生かしたまちづくりに期待
 地域の文化財を再発見し、その価値を広く周知して活用を提言するヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の育成が進められている。これらの人材が中心となって、地域の身近な文化財を生かしたまちづくりが期待されている。

○文化財の被害軽減への取り組みが進展
 震災後、国は、全国規模で文化財建造物の耐震性能実験や耐震補強を数多く実施し、平成13年には耐震診断指針をとりまとめた。現在、この指針に基づき、耐震診断や修理計画の策定などが進められている。

■ 地域の身近な文化財保護の取り組み



■ 被災した文化財の復元

■ 風見鶏の館(旧トーマス住宅)【神戸市中央区】

塔屋などに被害。レンガをステンレス線で結ぶなど耐震対策も実施。



■ 旧居留地15番館【神戸市中央区】

震災前に唯一現存していた旧居留地の建物。震災で全壊したが、免震構造を施し、当時の姿に復元。



■ 移情閣(孫文記念館)【神戸市垂水区】

明石海峡大橋架橋工事に伴う解体中に被災。5年後、創建当時の姿に再現されて移築。



■ 明石城【明石市】

巽(たつみ)櫓と坤(ひつじさる)櫓の修理に当たり、基礎の石垣復旧工事を行うため、伝統的工法(曳屋(ひきや)工法)により一時仮置きするなど、慎重な修復により優美な姿を取り戻した。



6

住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

復興から学んだ合意形成や助け合いの機会は、住民主体のまちづくりに意義付けと自信をもたらし、地域の福祉活動、にぎわいづくり、景観づくりなどに力を与えた。

復興まちづくりに困難を伴った

復旧・復興段階には、区画整理などの都市計画事業や、それ以外の住民主導のまちづくりが数多く動き出した。その中には、個人の価値観の相違が前面に現れて、例えば、子どもが土地・家を相続する場合や売却したい場合、或いは土地の高度利用を図って資産活用したい人と従来と同じように顔なじみの人同士が暮らしている環境を守りたい人が対立する場合など、利害が衝突する土地利用や都市計画事業も見られた。

復興まちづくりで地域力が向上

こうした中、まちが大きく変容していくことに問題を感じる地域住民等が、市や専門家とともに、まちづくり協議会を立ち上げるなどの行動に出て、まちの将来あるべき姿を話し合い、地区計画や協定など地域独自のルール化を果たす事例も出てきた。

また、マンション再建、住宅の共同化など平常時では困難とされるケースへの対処事例や合意形成などの新たな解決手法が生まれたことで、住民主体の取り組みに意義付けと自信を与え、同時に、それにかかわった多くの専門家にもノウハウの学びと自信を与える

ことができた。

二段階の都市計画決定で住民がまちづくりを実感

このような住民主体のまちづくりの最たる例として、行政主導の都市計画に対する住民の動きがある。震災後の混乱の中で行った建築制限と都市計画決定は、住宅再建を進める上で、やむを得ない措置であったが、道路・公園等の詳細な決定は住民との協議を踏まえれば突然のことであった。

その後発足したまちづくり協議会に、大学や専門家が入って、住民の希望を踏まえたまちづくりプ

まちづくりの大きな力が生まれた

ランをつくり、ようやく都市計画として動き出したという過程を通じて、住民はまちづくりを実感できた。いわばフレームと詳細に分けた二段階の都市計画決定が、公民協働によるまちづくりの手法の一つとして位置付けられたといえる。

こうした都市計画事業への対応や住宅共同化の取り組みのなかから、組織面と計画面の両面において、住民主体のまちづくりの大きな力が生まれてきている。

組織面では、まちづくり協議会に代表されるように、住民自治あるいは住民協働のまちづくりシステムが確立しつつある。それに加えて、コンサルタントなどの専門家支援の仕組みも定着した。さらには、ボランティアなど多様な主体がまちづくりに積極的にかかわる状況も生まれている。

計画面では、環境や福祉、歴史的建造物の保存などさまざまな課題をも総合的に捉える視点をもつ

たまちづくりビジョンが提案されるようになり、せせらぎ水路づくりなどそれぞれに基づく事業も実績を上げつつある。このビジョンの共有においては、住民同士の勉強会、ワークショップなどの手法が活用され広がっていった。

一方で、住民主体でなく、民間事業者主導で共同住宅などが供給された地域では、結果的にコミュニティの弱体化、学校や幼稚園などの生活基盤の不足が生じているところもある。住民主体のまちづくりといった今回の経験から得た教訓を、今後の計画的なまちづくりに生かしていく必要がある。

地域課題への総合的対応が進展

また、この計画づくりにおいては、地域に密着してみんなで考えるということから、課題の総合化が積極的に図られるようになっていく。その地域の課題解決という視点から、自然との環境共生、まちなみ景観の形成、まちのにぎわいづくり、高齢者の生活支援、災

害に強い基盤整備などの取り組みが、従来の縦割り行政の限界を超えて総合的あるいは包括的に進んでいるものも出てきている。「提案型事業支援」「包括的事業支援」など、自発的なまちづくりを制度面から支援する仕組みも生まれつつある。

能登・中越での地域性に配慮したまちづくり

能登半島地震や新潟県中越地震などでは、被災後プレハブ住宅の建築が進み、残すべき資源や景観の検討が地域住民等と十分調整されないまま道路拡幅が最優先で進められてしまうなど、阪神・淡路大震災と同様に、貴重な地域景観の喪失もあった。

そのような中で、県産材を用いて地域性を表現したモデル住宅の建設・展示や、住民が率先して震災前よりも徹底したまちなみ景観を創出した地域、左官・大工などの専門家とボランティアが協力して土蔵修復活動を行い回遊性のあるまちを創出した事例などがあった。

そこには、地域の歴史と文化に配慮し、地域価値を高めるために何が必要かを話し合い、公民連携で方針を共有した被災地の復興へのエネルギーが見られた。



被災した多くの文化財も復旧



神戸市松本地区のせせらぎ

- Ⅲ 創る
- (1) 救命救助
- (2) 住宅確保
- (3) 生活再建
- (4) 産業雇用
- (5) コミュニティ
- (6) まちづくり
- (7) 人材育成
- (8) 危機管理
- (9) 復興制度
- (10) 公民協働

何があったか

○実戦的な人材が不足していた

震災の時には、大規模災害の経験者がほとんどいなかったことに加え、防災訓練が定型化・形式化していたほか、大規模災害を想定した行動マニュアルがなく、自治体職員にも役割意識が乏しいなど、被災直後からの確に状況を判断し、災害対応のできる専門知識を持った実戦的な人材が不足していた。

学んだこと

○災害時に的確に対応できる人材の育成が必要

大規模災害が発生した場合、状況に応じて的確かつ迅速に対応できる職員が必要となる。平常時から、過去の事例を学習したり、訓練を積み重ねることにより、人材を育成し、確保しておくことが重要である。

○平常時からの防災意識の高揚が重要

突発的な大規模災害に的確に対応していくためには、抜き打ち訓練などの実戦的な防災訓練を定期的に行うなど、平常時から防災を意識し、緊張感を持って業務に当たることが重要である。

(7) 災害時に対応できる人材の育成

80 防災専門人材の育成

迅速・的確に行動できる防災専門人材の育成で、災害対応能力の向上を

災害による被害を軽減するためには、平常時から防災意識の啓発に努めるとともに、災害発生時に専門知識を持った的確に行動できる人材の育成が求められる。実戦的な防災訓練等を通じ、災害時に対応できる人材の育成、確保が不可欠である。

教訓をどう生かすか

○新しい人材育成の取り組み

兵庫県では、人と防災未来センターを平成14年に設置。若手防災専門家を育てるとともに、自治体の首長や防災・危機管理担当職員への災害対策専門研修などにより、実戦的な人材の育成に取り組んでいる。

16年に設置した兵庫県こころのケアセンターでは、保健・医療・福祉などの分野で活動する者を対象にした専門的な研修を行い、こころのケアに関する専門的な人材育成に取り組んでいる。

また、学校再開や避難所運営支援などを行う「震災・学校支援チーム（EARTH）」を12年に結成し、防災の専門的知識と実践的対応について研修を積んだ教職員を養成している。

○国による人材育成体制が進展

平成15年に中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」が報告書を発表した。これを受け、内閣府が国家公務員防災担当職員合同研修を、消防大学校では地方公共団体の首長などを対象とした危機管理セミナーを実施している。

また、消防庁が運営する「防災・危機管理e-カレッジ」は、地域住民や消防職員・消防団員、地方公務員などを対象に、インターネット上で防災や危機管理に関する学習の場を提供している。

○地域防災を担う人材の育成も進む

民間では、特定非営利活動法人日本防災士機構が、社会のさまざまな場面で減災や地域の防災力向上に取り組み防災士制度を創設。全国で約2万7000人を認証している（平成20年12月現在）。

また、兵庫県でも、防災に関する知識・技術を学ぶ「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、自主防災組織など地域防災の担い手を育成している。

■ 災害時に対応できる人材育成(兵庫の取り組み)

防災専門職員等



●災害対策専門職員の育成(災害対策専門研修:人と防災未来センター)

→知事、市町長及び政府・自治体・公共機関の防災・危機管理担当部局職員

●若手防災専門家の育成(人と防災未来センター)

→大学院修士・博士課程修了者を専任研究員(常勤)として3~5年任期で採用し、
上級研究員の研究指導等を通じ育成

●震災・学校支援チーム(EARTH)

→防災の専門知識と実践的対応について研修を積んだ教職員チーム
(被災地の学校の教育復興、被災児童のこころのケアの支援などを実施)

●家屋被害認定士の養成(兵庫県制度)

→講習会を通じて行政職員・民間人を認証

●被災建築物応急危険度判定士の養成

→講習会を通じて建築士(行政職員・民間人)を対象に認証

コミュニティ



●ひょうご防災リーダーの養成

→自主防災組織のリーダー等地域防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な
知識・技術を学ぶ講座を県立広域防災センター等で開催
修了生は防災士の受験資格を取得

●ひょうご防災カレッジ

→防災関係機関職員、災害ボランティアをはじめ、県民を対象とした防災に関する
研修を地域で開催

●「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施

→1月17日を含む「減災月間」を中心に、自主防災組織等の地域住民と小学校や中
学校が連携して防災訓練等を実施

●災害ボランティアコーディネーターの養成

→被災地に入るボランティアを調整する人材を養成

(1) 救命救助

(2) 住宅確保

(3) 生活再建

(4) 産業雇用

(5) コミュニティ

(6) まちづくり

(7) 人材育成

(8) 危機管理

(9) 復興制度

(10) 公民協働

何があったか

○身近な人の死など多くの体験をした

身近な人の死や避難所での共同生活を体験し、特に、子ども達は命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性などを学んだ。また、被災直後には、家族の助け合いなど家族のきずなの大切さを強く認識した。このような体験を通して、大人も子どもも、いかに生きる道を切り開き、困難を乗り越えていくかについて考えさせられた。

○防災教育の見直しに着手した

東京都や静岡県など大規模地震の発生が懸念される地域に比べ、兵庫県が行ってきた学校での防災教育は、避難方法に関するものが多く、地震に備える教育としては不十分であった。

兵庫県教育委員会では、学校の復旧を急ぐ一方で、震災直後の平成7年3月初めに防災教育に関する検討を開始。4月には防災教育検討委員会を設置し、防災教育の再構築に着手した。

○新たな防災教育を提言

防災教育検討委員会は、「新たな防災教育」を震災の教訓として提言した。そこでは、災害のメカ

(7) 災害時に対応できる人材の育成

81 防災学習

地域・学校・家庭での防災学習で、災害に強い人づくりを

震災の体験で、大人も子どもも普段から防災に関して学んでおくことの大切さを認識した。地域団体や自主防災組織、NPOなどの団体が防災に関する学習機会を提供し始めた。学校でも実践的な防災訓練の実施に加え、震災の教訓を生かした防災教育に取り組んでいる。あらゆる世代の人々が、家庭も含めて、あらゆる機会を捉えた防災学習を通じて「たくましく生きる災害に強い人づくり」に取り組むことが求められている。

など、人間教育としての観点も取り入れ、安全で安心な社会を構築していくための教育という積極的な姿勢を打ち出した。

○学んだこと

○防災について学ぶ取り組みが必要

震災後は、自主防災組織や子ども会などが中心となって、まちの危険箇所の確認や防災マップづくりなど防災に関する取り組みが行われるようになった。学校での防災教育に加えて、家庭で災害について話し合うなど、大人も含めて、防災について学ぶ「防災学習」への取り組みを通じて、たくましく生きる災害に強い人づくりが必要である。

○防災教育の実践が必要

防災教育は、従来の避難訓練等安全教育の充実に加えて、災害から自らの命を守るために必要な能力や態度を身に付けたり、防災に関する意識の高揚、助け合いやボランティア精神など「共生」のこころを育んでいくことが必要である。

兵庫県では、県立舞子高等学校に防災教育を体系的・専門的に学び、実践する能力を養う環境防災科を平成14年4月に設置した。

○教訓をどう生かすか

○地域における防災学習のさらなる展開
防災に関する意識の高まりを受け、防災学習が、地域住民と消防、学校の連携により、地域の実情に応じて展開されることが求められている。

また、食料や水などを備蓄したり、災害時の避難場所や連絡の取り方などを家族同士で話し合うなど、家庭での学習の積み重ねも大切である。

このため、消防庁では、インターネットで一般の人から消防団員、自治体職員まで学べる「防災・危機管理eカレッジ」を開設し、防災・危機管理に関する学びの場を提供している。

○教員の指導力の向上とあらゆる機会を生かした防災教育を

防災教育が効果的に進められるかどうかは教員の指導力にかかっており、研修などにより指導力を向上させることが重要である。

また、各教科や道徳、特別活動の内容と関連させながら、総合的な学習の時間などあらゆる機会を生かして計画的に防災教育に取り組むことが期待されている。

■ NPOによる防災学習

震災後、各地で活動するNPOは、震災体験の講演、防災セミナーの開催、イベントでの展示などさまざまな学習機会を提供している。

また、子ども達も防災訓練を楽しみながら参加できるようなグッズを開発して提供する団体もある。

(写真提供:
NPO法人プラス・アーツ)



■ 地域団体・自主防災組織における防災学習

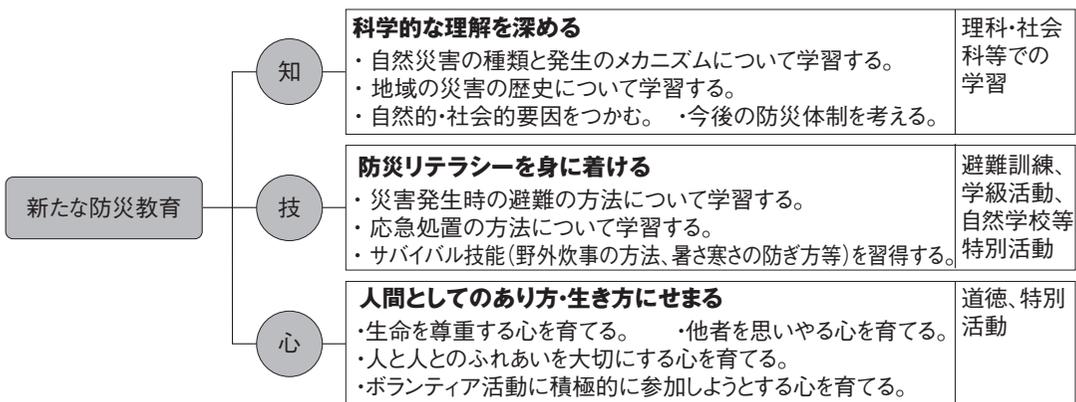
地域団体や自主防災組織では、消火器での訓練だけでなく、地域の防災マップづくりや防災担当部局と連携した心肺蘇生法の講習会、地域の運動会での防災クイズやバケツリレー競争などさまざまな工夫を凝らして防災学習に取り組んでいる。

■ 防災・危機管理e-カレッジ

消防庁は、地域住民、消防団員、行政職員向けに、インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供。個人で学ぶだけでなく、グループでも学習できるように工夫しているほか、子ども向けのページも提供。



■ 学校での防災教育



※「総合的な学習の時間」においては、「知」「技」「心」の要素を総合的に組み合わせた学習が考えられる。

兵庫の取り組み



◆台風第23号の被災地でボランティア活動を行う県立舞子高校環境防災科の生徒たち(平成16年10月、豊岡市)(神戸新聞社提供)

□ 県立舞子高等学校・環境防災科の設置

震災から学んだ教訓を生かし、災害と「自然環境」や「社会環境」とのかかわりを視点に据え、人間としてのあり方生き方を考えさせる防災教育の拠点として平成14年度に設置。

フィールドワークや体験研修など、座学と実践の両面から「環境」「防災」についての認識を深め、21世紀の社会づくりに貢献する人材の育成を目指している。

20年3月には、神戸学院大学と防災教育に関する協定を締結し、高大連携で、より充実した実践教育を目指している。

また、被災地として、県立大学に防災に関する学部・学科の開設を求める意見もある。

何があったか

○地震は起きないという油断があった

震災発生以前、平成3年の総理府（現・内閣府）世論調査によると、「自分の住んでいる地域で大地震が起これると思う人の割合」は、東海地方の43・3%に対し、近畿地方はわずか8・4%だった。行政、住民ともに、この地域には地震は起きないという油断があったことがうかがえる。

そして震災から10年以上が経過した現在、被災者の高齢化や震災体験のない世代の増加などにより、震災の経験と教訓の風化が懸念されている。

○震災を語り継ぐ取り組みが生まれた

被災地には、人と防災未来センターや野島断層保存館など、震災の経験や教訓を未来へ継承する施設が整備された。

また、鎮魂と追悼、まちの復興を祈念する「神戸ルミナリエ」や、「1・17ひょうごメモリアルウォーク」など1月17日を中心とした県民等による各種イベントなど震災を語り継ぐ取り組みが始まった。

(7) 災害時に対応できる人材の育成

82 研究・発信

震災の経験と教訓の研究・発信で、次なる災害被害の軽減を

震災が発生した1月17日を、国は「防災とボランティアの日」と定めている。兵庫県では「ひょうご安全の日」と条例で制定し、「1.17は忘れない」を合言葉に震災を語り継ぐさまざまな取り組みを進めている。人と防災未来センターや大学では、震災関連の研究を行い、その成果を発信している。被災地の体験を風化させることなく、これからも全世界に、さらに後世に伝えていくことで、次なる災害被害を軽減することが求められている。

学んだこと

○1・17の体験を風化させない

1月17日は、かけがえのない大切なものを失った一方で、人と人とのきずなや助け合い、支え合いの大切さを実感した日でもある。この貴重な体験を被災地だけの財産とするのではなく、国内外を問わず積極的に発信し、また後世に生きる人々とも共有する必要がある。

被災地である兵庫県は、1月17日を忘れないための取り組みを通じて、震災の教訓を継承し、発信していく責務がある。

教訓をどう生かすか

○震災の経験と教訓の発信が進む

新潟県中越地震や能登半島地震など国内での地震災害に際し、兵庫県職員等を被災地に派遣し、震災の経験と教訓に基づく助言を行うなど復旧・復興を支援している。また、トルコや中国など海外で発生した大規模災害の際にも職員等を派遣して、震災の経験と教訓を伝え、被災地の復旧復興に貢献している。

○防災に関する研究が進展

人と防災未来センターでは、震災の経験と教訓を防災の現場で生かす

ため、個別テーマを設定し、専任研究員を中心に実証的な研究活動を展開しており、大規模災害発生時には、実証的なノウハウを持つ専門家を迅速に被災地に派遣し、専門的な助言などの支援を行っている。

また、神戸大学では、都市安全研究センターを設置し、都市ゆえに生じる多様な災害についてハード・ソフト両面から学術的かつ総合的に研究している。関西学院大学は、人文・社会科学の研究を生かし、災害復興制度を研究・提案する全国唯一の災害復興制度研究所を設置した。

○震災体験の語り継ぎが広がる

人と防災未来センターには、語り部が自らの震災体験を語るコーナーが設置され、来場者に生の声で伝えている。甚大な被害を受けた神戸市長田地区などでは、修学旅行生を受け入れての語り部活動も生まれた。

また、県立舞子高校が能登半島地震と新潟県中越沖地震の被災地の高校生との体験報告会を開催。震災の経験を語り継ぐ取り組みは広がりを見せ、世界災害語り継ぎネットワークによる国を越えた取り組みも生まれている。

■ 震災を未来へ継承

■ 人と防災未来センター

平成14年4月開設。震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献することを目指している。

〔 震災追体験・減災体験等展示、資料の収集・保存、災害対策専門職員の育成、交流・ネットワーク、災害対応の現地支援、実践的な防災研究等 〕



■ 野島断層保存館

平成10年4月開設。自然への畏怖の念と防災意識を培うために、「野島断層」を大切に保存し、生きた教材として展示している。

□ 野島断層

震災で北淡町(当時)江崎から野島に至る淡路島北西部の海岸沿いに現れた延長10キロの断層。



■ 震災を語り継ぐ取り組み

■ 神戸ルミナリエ

震災の犠牲者の鎮魂の志を込め、都市の復興・再生への夢と希望を託し、平成7年12月に初めて開催された。震災で打ちひしがれた神戸のまちと市民に大きな感動と勇氣、希望を与えた“光の彫刻作品”である。

(来場者数 平成19年 404万人)

■ 「1.17は忘れない」取り組み

阪神・淡路大震災10周年を機に1月17日を「ひょうごの安全の日」として条例で制定。「ひょうご安全の日」の趣旨にふさわしい多様な防災・減災への県民等の取り組みを支援。



■ 世界災害語り継ぎネットワーク (TeLL・NeT)

国や地域を越えて大災害を語り継ぎ、これからの災害に備え被害を減らすこと(減災)への貢献を目的とする国際ネットワーク。

* 構成メンバー

防災博物館等防災関係施設関係者

① 1.17ひょうごメモリアルウォーク

被災地を歩いて、交通機関が途絶した震災当時を追体験。

② ひょうご安全の日1.17のつどい

人と防災未来センター慰霊のモニュメント前で県民主体のつどいを実施。



③ 1.17防災未来賞(ぼうさい甲子園)

全国の小学生、中学生、高校生等が学校や地域で防災教育に主体的に取り組む先進的な活動を顕彰。



【新潟での取り組み】
長岡操車場跡に、実際に使用された仮設住宅1棟と集会所を保存。被災物品なども保管し、建物自体が調査研究用資料となり、防災教育の場として活用。

何があったか

○国の復興特定事業として事業化

震災の経験と教訓を後世に残し、震災とその復興過程から得られた知識や知恵を世界に発信することにより、世界の災害対策に生かす「阪神・淡路大震災メモリアルセンター整備構想」が国の復興特定事業として位置付けられた。平成14年4月に「人と防災未来センター」として開設し、毎年約50万人が訪れている。

○震災の経験と教訓を後世に継承する施設

センターは、フェニックスプラザの機能を継承し、震災の経験と教訓を後世に継承・発信する機能を持っている。地震の被害の様子を映像とジオラマ模型で表現するとともに、復興の過程などを当時の残存品や語り部により伝えている。

○防災・減災への研究と人材育成を充実

センターでは、震災の資料を収集・保存するとともに、震災の経験と教訓を世界に発信するため、専門の研究員を配置し、復旧復興に関する総合的・実践的な研究や災害に対応するエキスパートの養成、自治体の職員向けの研修等を

(7) 災害時に対応できる人材の育成

83 人と防災未来センター

震災の経験と教訓を世界へ発信し、防災・減災の社会づくりに貢献する

震災の経験と教訓を後世に残し、震災で得られた知識や知恵を世界に発信し、防災・減災に取り組む世界的な拠点として、国の支援も得て人と防災未来センター（以下、「センター」）を平成14年4月に開設した。震災に関する展示だけでなく、専任研究員をいち早く被災地へ派遣して震災の教訓を伝える取り組みなどは高い評価を受けている。臨場感あふれる展示に加え、体験学習や語り部などによる高い学習効果があり、震災の経験と教訓を世界へ発信することで、防災・減災の社会づくりへの貢献が求められている。

実施している。

学んだこと

○震災の経験と教訓の伝承と実践が重要

センターの開設に当たり、震災当時の状況を克明に再現するため、資料を精力的に収集し、展示内容を充実させた。また、語り部ボランティアが自分の体験を語ることで学習効果を高めている。学んだことを地域で広く伝え、実践するきっかけづくりとなることが重要である。

○震災の教訓をその後の災害に生かす仕組みが必要

自然災害が起きた場合、過去の災害対応を参考にすることで、適宜適切な助言を得られれば、復旧復興を効果的に進めることができる。各分野の専門家の知見を総合化し、復旧復興の過程を社会システムとして捉えて研究し、被災地などへ助言できる仕組みが必要である。

教訓をどう生かすか

○体験的な学習が実践につながる

センターは、震災の経験と教訓を伝える常設展示を基本としなが

ら、収蔵している震災資料を活用して企画性のある展示を行ったり、語り部や展示解説ボランティアとふれあう機会を提供しているが、学んだことが実践につながるような一層の工夫が求められている。

○震災の経験と教訓を被災地へ

センターの専任研究員は、災害が起これば直ちに被災地に駆け付け、復旧復興に向けた調査や助言を行うなど、震災で得た災害への対応に関する知識を国内外の被災地で生かしている。次代を担う若手防災専門家の育成、自治体職員等の研修を充実させるなど、社会全体の災害被害が軽減されるような仕組みづくりを進めている。

○防災・減災を発信する世界的拠点

HAT神戸（神戸市中央区）では、センターのほか、国連関係機関などが集積し、国際的な防災・人道支援拠点を形成している。センターの研究・研修機能との一層の連携や専門人材のネットワークの充実が図られている。

施設の概要

震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献



■ 展示施設

内容：震災の経験と教訓に関する展示
 防災・減災に関する情報提供、講座等
 開館：9:30～17:30
 休館日：毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）、12/31、1/1
 所在地：神戸市中央区脇浜海岸通1丁目
 運営：(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構
 来館者：290万6千人（平成20年3月末現在）

■ その他、震災関連資料の収集・保存、防災等の研究など

■ センターのミッション(使命)と主な取り組み

展示

震災の経験と教訓を伝える展示。最新の研究成果も分かりやすく展示

実践的な防災研究と若手防災専門家の育成

防災研究のほか緊急災害調査、特定災害の研究等

資料収集・保存

震災復興関連資料の収集。原資料の適切な保存。資料の公開等

災害対応の現地支援

積極的な災害派遣、専門家のネットワークの構築等

災害対策専門職員の育成

総合的・体系的研修、トップセミナー、自治体との連携強化等

交流・ネットワーク

研修修了者のネットワークづくり、情報発信の充実等

■ 主な展示内容

■ 常設展示

震災追体験フロア	震災の記憶フロア	防災・減災体験フロア
 1.17 シアター	 震災の記憶を残すコーナー	 災害情報ステーション
 震災直後のまち	 震災からの復興をたどるコーナー	 防災・減災ワークショップ

■ 資料室



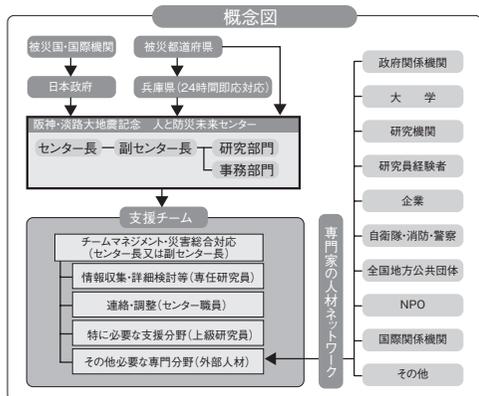
震災や防災に関する資料の収集・公開

■ 企画展示

平成20年1月のリニューアルにより企画展示スペースを拡充し、夏休みや各種月間など時期にふさわしい展示を実施

■ 災害時の広域支援

センターでは、災害時にいち早く研究員を派遣し、復旧・復興に関する助言などの支援を行っている。



■ HAT神戸に設置されている防災関係機関等

HAT神戸には、国連などの防災関係機関が集積しており、防災・減災の拠点として有機的な連携を図っている。

■ センターに入居する防災関係機関

- 国際防災復興協力機構 (IRP)
- 国際連合国際防災戦略 (UN/ISDR) 兵庫事務所
- 国際連合地域開発センター (UNCRD) 防災計画兵庫事務所
- 国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸
- アジア防災センター (ARDC)
- 独立行政法人防災科学技術研究所・地震防災フロンティア研究センター (EDM)
- (財)ひょうご震災記念21世紀研究機構

■ その他の防災関係機関等

- 国際協力機構 (JICA) 兵庫国際センター (国際防災研修センター (DRLC))
- 日本赤十字社兵庫県支部
- 兵庫県災害医療センター
- 兵庫県こころのケアセンター

7

災害時に対応できる人材の育成

災害による被害を軽減し、災害に強い社会づくりを進めるため、災害時に的確に行動できる人材を育成する必要がある。

震災の経験と教訓を発信し
人材育成に貢献することが
被災地の責務

予想すらしていなかった震災を経験し、被災地では誰もが、普段から災害に備えておくことの大切さを痛感した。

平成20年5月の四川大地震など世界各地で大規模災害が多発し、どの地域もが被災地になる危険性がある中、震災の経験と教訓を世代や地域、国境を超えて継承・発信し、災害時に対応できる人材の育成に貢献することは、地球上から少しでも災害による被害を軽減していく上で欠かせない取り組みである。あらゆる機会を通じて、震災の経験と教訓を発信してい

なければならぬ。

防災専門人材の育成が不可欠

災害対策は、国、地方公共団体、公共機関、住民等の協力の下に、総合的に実施される必要があるが、とりわけ住民の生命と財産を守る責務がある行政には、住民から大きな期待が寄せられている。

災害時に対策本部を設置する都道府県や市町村は、直後の情報収集や連絡、消防・警察・自衛隊など防災関係機関との連携、学校などでの避難所の開設をはじめとした組織活動体制の確立などとともに、人命の救助、消火、医療等の

応急活動を短期間のうちに矢継ぎ早に講じなければならぬ。

このため、自治体の職員は、災害時に専門知識を持つて的確に行動できることが不可欠であり、抜き打ち訓練などの実践的な防災訓練や災害対応の専門的な研修で研鑽を重ね、平常時から防災を意識して業務に当たることが求められている。

地域ぐるみの防災への取り組みが進展

震災後、地域の自主防災組織や子ども会などが中心となって、ま

が行われるようになった。地域住民や子ども達が自主的に防災に取り組む、震災について学ぶことは、地域の防災力を高める上で欠かせないことである。特に、未来の担い手である子ども達は、豊かな感受性を有しており、災害の痛みや防災の大切さを素直に受け止めてくれるはずであり、子どもを通じて家族や大人が防災に目覚めることも期待され、子どもを中心に据えた語り継ぎや防災学習を強化することが不可欠である。

学校での防災教育が重要

子ども達への語り継ぎでは、とりわけ学校での防災教育が重要である。震災を経験した地域として、小学校・中学校で、誰もが災害について考える時間を持つことが必要である。県立舞子高校には、全国初の「環境防災科」が設置されており、今後も高校や大学に災害対応などを専門に学ぶ科目やコース、学科などを設け、自治体や企業で災害に対応できる専門

的な人材を育成することが期待される。

兵庫県教育委員会では、教職員で構成する「震災・学校支援チーム（EARTH）」が震災を知らない教員へ防災教育のノウハウの伝授を行っているほか、学校ごとに防災教育年間指導計画の作成や、防災教育副読本の活用に取り組みなど、防災教育は着実に進みつつある。しかし、中学・高校になると取り組みの状況に学校ごとの差が見られるため、基本的な教育として子ども達に付いた行動がとれるよう、各校の取り組みに引き続き期待したい。

県立舞子高校の活動

19年の能登半島地震では、「震災・学校支援チーム（EARTH）」のメンバーに現地から要請があり、舞子高校の環境防災科の生徒27人がボランティアとして派遣された。同校の生徒はこれまでも、台風第23号災害や新潟県中越地震の被災地で、清掃や仮設住

宅の訪問などの活動を実施しているが、被災地での具体的な行動が、生徒達の防災意識を高め、今後の減災社会づくりに生きたることから、こうした取り組みの広がりも期待される。

研究と発信が不可欠

兵庫県には、震災の経験と教訓を発信する施設として、「人と防災未来センター」が開設された。センターでは、展示などで子どもをはじめ誰にでもわかりやすく震災の経験と教訓を伝えるとともに、若手防災専門家の育成や自治体のトップ・防災担当職員に対する研修を行い、災害時に対応できる実戦的な人材育成に取り組んでいる。

こうした発信に当たっては、震災の事実を伝えるだけでなく、その前提として震災で学んだ知恵や経験を体系化していく継続的な研究が不可欠であり、センターでの研究ストックの充実や大学との共同研究の機会が広がってきている。

また、震災だけでなく、その後の自然災害において、地域特性に応じたさまざまな経験と教訓が積み重ねられており、被災地相互の交流を通じて、今後こうした蓄積を継承していく取り組みが重要である。



◆台風第23号災害では県立舞子高校環境防災科の生徒もボランティア活動に参加(神戸新聞社提供)



◆人と防災未来センターを開設